

新宿經濟研究所

Shinjuku Economic Research Institute

最新金融規制動向（自己資本比率編・抜粋版）

資料作成日：2022年5月11日
新宿經濟研究所 代表社員社長 岡本 修
okamoto@shinjuku-keizai.com

目次

1	流れでわかる金融規制	4	③	リスク・ウェイト判定の全般的留意点	15
(1)	バーゼル規制の沿革	4	④	リスク・ウェイトの総括表	16
①	金融機能と規制の必要性	4	⑤	金融機関向けエクスポージャー	18
②	バーゼルIIIへの経緯	5	⑥	証券会社、保険会社等	20
(2)	日本国内の規制上の枠組み	6	⑦	法人等向けエクスポージャー	20
①	告示等	6	⑧	不動産向けエクスポージャー	22
②	銀行自己資本比率告示上の「金融機関」の概念	7	⑨	劣後債、株式等	25
(3)	現在のバーゼル規制の枠組み	8	⑩	カバードボンド	26
①	バーゼルIIの「3本柱」	8	(3)	マーケット・リスク	27
②	リスクウェイトの計算	9	①	マーケット・リスク相当額不算入の特例の変更	27
③	リスクアセット	9	②	マーケット・リスク相当額の算出対象	27
④	第2の柱	10	③	マーケット・リスク相当額の算出方法	28
⑤	「銀行勘定」とは?	11	④	標準的方式の概要	28
(4)	統合されたバーゼル枠組み	12	⑤	トレーディング勘定の設置	29
(5)	最新金融規制動向	13	⑥	トレーディング勘定	30
2	バーゼルIII国内実施	14	⑦	バンキング勘定	31
(1)	告示の公表	14	⑧	簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額	31
(2)	信用リスク・アセット	14	⑨	簡易的方式に基づく金利リスク・カテゴリー	32
①	資本フロア	14	⑩	簡易的方式に基づく外国為替リスク・カテゴリー	34
②	デュー・ディリジェンス分析	15	(4)	おもな経過措置	36

＜図表索引＞

■図表 1-1-1 預金取扱金融機関の3大機能	4	■図表 2-2-16 格付に応じたリスク・ウェイト (第65条第1項)	20
■図表 1-1-2 パーゼル規制の概要	4	■図表 2-2-17 リスク・ウェイト 75%要件	21
■図表 1-1-3 パーゼル規制の沿革	5	■図表 2-2-18 リスク・ウェイト 45%要件	21
■図表 1-1-4 金融危機後の影響の例	5	■図表 2-2-19 特定貸付債種 (SL)	21
■図表 1-2-1 「パーゼル規制」が適用される金融機関と取扱法等	6	■図表 2-2-20 LTV比率とその要件 (第68条第4項等)	22
■図表 1-2-2 さまざまな告示、指針等 (代表的なもの例)	6	■図表 2-2-21 LTV比率算出に関する国内行の特例 (第70条の5)	22
■図表 1-2-3 さまざまな金融機関の概念	7	■図表 2-2-22 自己居住用不動産向けエクスポージャー (第68条)	23
■図表 1-3-1 パーゼルⅠの「3本柱」	8	■図表 2-2-23 自己居住用不動産向けエクスポージャーの適格性要件 (第68条第3項)	23
■図表 1-3-2 各種比率	8	■図表 2-2-24 国内基準行である標準的手法採用行の容認規定 (第68条の2)	23
■図表 1-3-3 エクスポージャーとリスクアセットの違い	9	■図表 2-2-25 貸付用不動産向けエクスポージャー (第69条)	24
■図表 1-3-4 自己資本比率とリスクアセットの関係① (概念図)	9	■図表 2-2-26 貸付用不動産向けエクスポージャーの適格性要件 (第69条第3項)	24
■図表 1-3-5 自己資本比率とリスクアセットの関係② (概念図)	10	■図表 2-2-27 貸付用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外 (第69条の2)	24
■図表 1-3-6 4つの主要原則	10	■図表 2-2-28 事業用不動産関連エクスポージャー (第70条)	25
■図表 1-3-7 早期是正措置と早期警戒制度の概要	10	■図表 2-2-29 その他不動産関連エクスポージャー (第70条の2)	25
■図表 1-3-8 自己資本と3本柱の関係	11	■図表 2-2-30 ADC向けエクスポージャー	25
■図表 1-3-9 バンキングとトレーディング	11	■図表 2-2-31 劣後債、株式等 (第75条の2、第76条)	26
■図表 1-4-1 パーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係	12	■図表 2-2-32 カバードボンド向けエクスポージャーが無格付である場合	26
■図表 1-4-2 14の原則	12	■図表 2-3-1 マーケット・リスク相当額の算出対象	27
■図表 1-5-1 主な金融規制の流れ	13	■図表 2-3-2 マーケット・リスク相当額の算出方法	28
■図表 2-1-1 金融行の公表物 (銀行自己資本比率告示・第1の柱部分のみ)	14	■図表 2-3-3 標準的方式に係るマーケット・リスク相当額	28
■図表 2-2-1 72.5%の資本フロア (第13条1項)	14	■図表 2-3-4 標準的方式に係るリスク感応度方式	29
■図表 2-2-2 「標準的な手法で算出した所要自己資本」の意味 (第13条第3項)	14	■図表 2-3-5 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額	29
■図表 2-2-3 デュー・ディリジエンス分析 (第48条の2)	15	■図表 2-3-6 デフォルト・リスクと残余リスク・アドオン	29
■図表 2-2-4 【ほぼ変更なし】全般的な信用リスク・アセット算出ルール	15	■図表 2-3-7 トレーディング・デスクの設置とその要件	30
■図表 2-2-5 リスク・ウェイト総括表	16	■図表 2-3-8 トレーディング動向	30
■図表 2-2-6 カントリー・リスク・スコアを使う場合	17	■図表 2-3-9 バンキング動向に分類するケース	31
■図表 2-2-7 特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例	17	■図表 2-3-10 簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額	31
■図表 2-2-8 格付等と無関係に決定されるリスク・ウェイト	17	■図表 2-3-11 金利リスク・カテゴリー	32
■図表 2-2-9 金融機関向けエクスポージャー	18	■図表 2-3-12 金利リスク・カテゴリーのうち「債券等に係る個別リスクの額」	32
■図表 2-2-10 金融機関向けエクスポージャーの定義等	18	■図表 2-3-13 金利リスク・カテゴリーのうち「一般市場リスク」	32
■図表 2-2-11 外部格付が使えない場合のグレード別リスク・ウェイト	18	■図表 2-3-14 パーティカル・ディスアローアンス	33
■図表 2-2-12 グレードA	19	■図表 2-3-15 マチュリティ法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法	33
■図表 2-2-13 グレードB・グレードC	19	■図表 2-3-16 デュレーション法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法	34
■図表 2-2-14 証券会社、保険会社など	20	■図表 2-3-17 ホリゾンタル・ディスアローアンスの計算方法	34
■図表 2-2-15 法人等向けエクスポージャーの定義とリスク・ウェイトに関する考え方	20	■図表 2-3-18 外為リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法 (第296条の2)	35
		■図表 2-4-1 告示の「適用日」と「基準日」	36
		■図表 2-4-2 主要経過措置の一覧	36
		■図表 2-4-3 早期適用	36
		■図表 2-4-4 参考：基準日と経過措置の具体的な関係	37

＜【重要】当資料のご利用にあたって＞

当社はいかなる場合でも、当資料を直接・間接に入手した利用者に対して損害賠償責任を負うものではなく、当資料利用者の当社等に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されているものとします。また、著作権はすべて当社等に帰属します。商用、非商用等を問わず、当資料を無断で引用または複製することを禁じます。

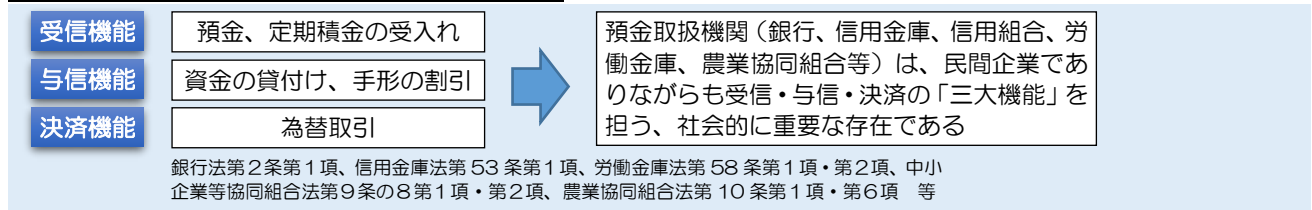
1 流れでわかる金融規制

(1) バーゼル規制の沿革

① 金融機能と規制の必要性

銀行を初めとする預金を取り扱う金融機関（いわゆる「預金取扱金融機関」）は、民間企業でありながらも、一般大衆から預金を受け入れ、貸出金や有価証券といった投融資を通じて信用創造を行うとともに、為替・振替等の決済システムの一翼を担っています。このため、預金取扱金融機関は、決済機能という社会インフラを担っているだけでなく、いわば経済を成長させる「リスク・テイカー」として社会的に重要な存在です。

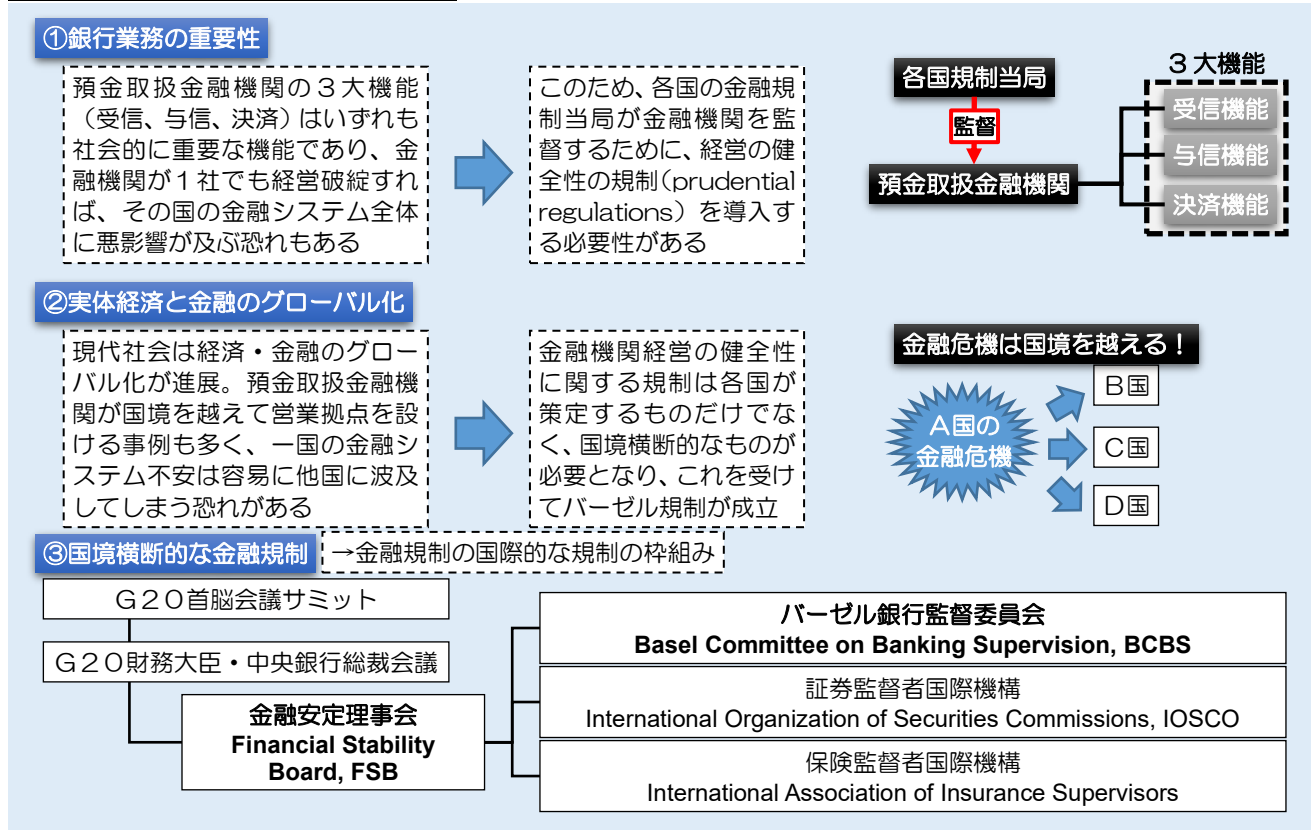
■図表1-1-1 預金取扱金融機関の3大機能



(出所) 当社作成

これに加えて、実体経済と金融市場のグローバル化を受け、各国の金融システム危機が他国に波及する危険性は高まっています。このため、世界を横断する統一的な金融規制が必要不可欠となり、国際決済銀行（BIS）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会（BCBS）による、銀行等の金融機関に対する最低自己資本比率規制等が成立しました。当資料では、これを「バーゼル規制」と呼びます。

■図表1-1-2 バーゼル規制の概要



(出所) 当社作成

② バーゼルⅢへの経緯

当資料で取り扱う「バーゼル規制」とは、スイス連邦バーゼル市に本部を置く国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）の中に事務局を置く「バーゼル銀行監督委員会」（Basel Committee on Banking Supervision, BCBS）が策定する、預金取扱金融機関の健全性に関する一連の規則をさすこととします。このバーゼル規制とは、もともとはラテンアメリカの不良債権問題によって米国を中心とした金融危機が発生した経験をもとに、銀行の破綻が世界的なシステミックリスクに伝播しないための枠組みとして定められたものです。その後も金融市場の動向等を踏まえ、数次にわたる改訂がなされています。

■図表1-1-3 バーゼル規制の沿革

時期	内容	備考
1988年7月	バーゼル自己資本合意の公表	のちに「バーゼルⅠ」と俗称される
1992年12月	バーゼル自己資本合意の経過措置終了	—
1997年12月	マーケット・リスク規制実施	日本では1998年3月末から
1999年7月	バーゼル自己資本合意改訂の第一次市中協議案公表	いわゆる「バーゼルⅡ」、あるいは「新BIS」
2004年6月	バーゼルⅡ最終規則公表	—
2007年1月	バーゼルⅡ適用開始	日本では2007年3月末から
2009年7月	バーゼル2.5公表	—
2009年12月	バーゼル規制に関する市中協議文書公表	のちの「バーゼルⅢ」
2010年12月	バーゼルⅢテキスト公表	—
2011年12月	バーゼル2.5適用開始	—
2013年1月	バーゼルⅢ段階適用開始	—
2014年3月	日本国内でいわゆる「国内バーゼルⅢ」開始	—
2017年12月	「バーゼルⅢ最終規則文書」の公表	2022年⇒コロナにより2023年以降の適用
2023年1月	バーゼルⅢ最終化の段階適用開始（予定）	※コロナ禍により2022年から延期

（出所） 当社作成

1988年に公表された「バーゼル自己資本合意」は、1990年代を通じて日本の金融機関の行動にも非常に大きな影響を与えました。一方、1990年代後半に入ると、銀行の活動が伝統的な与信業務だけでなく市場リスク分野にも拡大。デリバティブ市場の急速な拡大などを受けて、市場リスク管理が新たな規制面での課題となりました。これを受けて1997年にマーケット・リスク規制が導入されたものの、金融機関の巨大化とIT化、国際化などの進展を受けて、バーゼルⅠでは金融実務のリスク補足に限界が生じました。そして、これに対応するために2007年以降、バーゼル第2次規制（俗に「新BIS」、あるいは「バーゼルⅡ」）が導入されることになりました。しかし、2007年に発生した「サブプライム危機」や2008年の「リーマン・ショック」を受けて、バーゼルⅡの枠組みでもリスク補足が不十分な部分が露見しました。これを受けてBCBSは2009年に、証券化商品の規制強化等を柱としたバーゼルⅡの部分補強である「バーゼル2.5」、そして2010年には「バーゼルⅢ」テキストを相次いで公表しています。

■図表1-1-4 金融危機後の影響の例



（出所） 当社作成

(2) 日本国内の規制上の枠組み

① 告示等

「バーゼル規制」とは、国際的な合意に基づいて“Bank”に対して適用されるものですが、この“Bank”の定義・範囲には、所在国によって細かい違いが存在します。日本国内法で「バーゼル規制」が適用される主体を概観しておきましょう。

■図表1-2-1 「バーゼル規制」が適用される金融機関と根拠法等

略称	業態	根拠法	金融庁等が定める自己資本告示
銀行告示	銀行	銀行法第14条の2	銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
持株告示	銀行持株会社	銀行法第52条の25	銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信金告示	信用金庫及び信用金庫連合会	信用金庫法第89条第1項	信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信組告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
労金告示	労働金庫及び労働金庫連合会	労働金庫法第94条第1項	労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
農中告示	農林中央金庫	農林中央金庫法第56条第1号	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
農協告示	農業協同組合	農業協同組合法第11条の2第1項第1号	農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
漁協告示	漁業協同組合	水産業協同組合法第11条の6第1項第1号	漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
商中告示	株式会社商工組合中央金庫	株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項	株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
最終指定告示	一定要件を満たす証券会社	金融商品取引法第57条の17第1項	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(出所) 法令及び金融庁。なお、「略称」欄の呼称は当社が便宜上設定したものの。

■図表1-2-2 さまざまな告示、指針等(代表的なものの例)

第1の柱	最低所要自己資本比率	自己資本比率規制に関するQ&A
	適格格付機関等を定める告示	
第2の柱等	主要行等向けの総合的な監督指針	
	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
流動性レバレッジTLAC等	レバレッジ比率に関する告示	レバレッジ比率に関するQ&A
	流動性比率(LCR)	流動性比率に関するQ&A
	TLAC規制に関する告示	TLAC規制に関するQ&A

(出所) 当社作成

② 銀行自己資本比率告示上の「金融機関」の概念

銀行自己資本比率告示に定める「金融機関」の概念を整理してみましょう。

■図表1-2-3 さまざまな金融機関の概念

<p align="center">預金保険法第2条第1項に規定する金融機関</p> <p>銀行 長期信用銀行 信用金庫 信用金庫連合会</p> <p>信用協同組合 信用協同組合連合会 労働金庫 労働金庫会</p> <p align="center">株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>パーゼルIIにおける取扱い (当該金融機関そのものに対する外部格付に基づく信用リスク区分ではなく)当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じてリスク・ウェイトを決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●AAA~AA- →20% ●A+~A- →50% ●BBB+~B- →100% ●B-未満 →150% ●無格付 →100% 																			
<p align="center">預金保険法第2条第5項に規定する銀行持株会社等</p> <p>銀行持株会社 長期信用銀行持株会社</p> <p>破綻金融機関に該当する銀行・長期信用銀行の株式を取得することにより銀行・長期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて銀行法の可を受けた会社</p> <p align="center">その他銀行等を子会社とするものまたは子会社としようとするもの</p>																				
<p align="center">農林中央金庫</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</p>																				
<p align="center">第一種金融商品取引業者</p> <p>金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者</p> <p align="center">これに準ずる外国の者</p> <p align="center">経営管理会社</p> <p>国内<略>法人であって、当該法人及び当該法人の子会社<略>のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者</p> <p align="center">これに準ずる外国の者</p>																				
<p align="center">保険会社</p> <p>保険業法第2条第2項に規定する保険会社</p> <p>保険業法第2条第16稿に規定する保険持株会社</p>																				
<p align="center">少額短期保険業者</p> <p>保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者</p>																				
<p>金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く）（銀行告示第8条第6項第1号、第20条第3項、第29条第4項、第41条第3項）</p>	<p>パーゼルIIIにおける取扱い 当該金融機関そのものに対する外部格付に基づく信用リスク区分に基づきリスクウェイトを判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> AAA~AA- →20% A+~A- →30% BBB+~BBB- →50% BB+ ~ B- →100% B-以下 →150% 無格付 →SCRAで判定 <p>※ SCRAは外部格付が存在しない場合にグレードA~Cに分類する方法</p>																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #e0f0ff; text-align: center; vertical-align: middle;">日本標準産業分類表</td> <td>大分類 J</td> <td>金融業、保険業</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>銀行業</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>協同組織金融業</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>金融商品取引業、商品先物取引業</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>補助的金融業等</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</td> </tr> <tr> <td>大分類 K</td> <td>不動産業、物品賃貸業</td> </tr> <tr> <td>7011</td> <td>総合リース業</td> </tr> </table>		日本標準産業分類表	大分類 J	金融業、保険業	62	銀行業	63	協同組織金融業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	65	金融商品取引業、商品先物取引業	66	補助的金融業等	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	大分類 K	不動産業、物品賃貸業	7011	総合リース業
日本標準産業分類表	大分類 J		金融業、保険業																	
	62		銀行業																	
	63		協同組織金融業																	
	64		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関																	
	65		金融商品取引業、商品先物取引業																	
	66		補助的金融業等																	
	67		保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）																	
	大分類 K		不動産業、物品賃貸業																	
	7011		総合リース業																	
	<p>※ダブル・ギアリング規制上の「他の金融機関等」 いわゆるダブル・ギアリングの取り扱いに関しては、「他の金融機関等」に含まれる業種の範囲が大きく拡張された（Q&A第8条Q10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本標準産業分類の「J.金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者 ● 「K.不動産業、物品賃貸業」のうち「7011.総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者 ● 外国法人のうちこれらに準ずる者 																			

(3) 現在のバーゼル規制の枠組み

① バーゼルⅡの「3本柱」

現在のバーゼル規制の具体的な内容は、どのようなものでしょうか。現在のバーゼル規制は「バーゼルⅢ」と呼ばれていますが、大きな枠組みはバーゼルⅡ時代の「3本柱の規制」を引き継いでいます。

■図表1-3-1 バーゼルⅡの「3本柱」

第1の柱 最低自己資本比率規制	リスク・アセットに対して一定水準以上の自己資本を維持することを義務付ける規制。強行法規的側面を持つことから、「ハード・リミット」とも呼ばれる
第2の柱 金融機関の自己管理	市場リスク管理や大口与信等、信用リスクの枠組みでは補足しきれないリスクの把握・管理を金融機関の自己管理に委ねつつ、監督上の検証を加えるもの。アウトライヤー基準等は存在するものの、いわば「ソフト・リミット」としての位置付け
第3の柱 金融機関への市場規律	ディスクロージャーなどを通じて金融機関に対する市場の規律を確保する仕組み

(出所) 当社作成

自己資本比率規制の枠組み自体、既に「バーゼルⅢ」に移行していますが、現在のところ、BCBSはこの「3本柱の規制の枠組み」については基本的に維持し、強化する方向にあります。

■図表1-3-2 各種比率

自己資本比率	=	$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット}}$	自己資本比率は常に一定水準以上に維持されなければならない、とする規制。自己資本の定義や維持すべき自己資本比率の水準は金融機関の業態、規模等に応じて異なる
レバレッジ比率	=	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総エクスポージャー}}$	RWAでは測定し切れないバランスシートの規模を規制するルールであり、まずは銀行のレバレッジの規模を開示させ、国際統一基準行に対しては3%の最低水準を設定している
アウトライヤー比率	=	$\frac{\text{銀行勘定の金利リスク}}{\text{自己資本}}$	一定の方法で測定した「銀行勘定の金利リスク」の水準が、国際統一基準行の場合はTier1資本の15%以内、国内基準行の場合は自己資本の20%以内に留まっているかをチェックする基準

(出所) 当社作成

② リスクウェイトの計算

■図表1-3-3 エクスపోージャーとリスクアセットの違い

「エクスపోージャー」と「リスクアセット」の違い

総エクスపోージャー	エクスపోージャーとは投資している金額（※時価の場合と帳簿価額の場合がある）
信用リスクアセット (RWA)	リスクアセットとは個々のエクスపోージャーにリスクウェイトを乗じた金額 なお、アルファベットでRWA (Risk Weighted Asset) と呼ぶこともある

たとえば、総資産が1.3兆円の銀行があったとして、各エクスపోージャーの金額とそれらに対応するリスクウェイトが右図のとおり与えられていたとする

		アセットクラス	エクスపోージャー	リスクウェイト	リスクアセット
預け金	金・紙幣・貨幣		1000億円	0%	0円
	中央銀行向け		1000億円	0%	0円
	金融機関向け		1000億円	20%	200億円
有価証券	国債		1000億円	0%	0円
	地方債		1000億円	0%	0円
	格付BBBの社債		1000億円	100%	1000億円
	株式		1000億円	100%	1000億円
	証券化・最劣後		1000億円	1250%	1兆2500億円
貸出金	中央政府向け		1000億円	0%	0円
	地方政府向け		1000億円	0%	0円
	事業法人向け		1000億円	100%	1000億円
	リテール		1000億円	75%	750億円
	不動産		1000億円	100%	1000億円
		合計	1兆3000億円		1兆7450億円

↓

総エクスపోージャーは単純にエクスపోージャーを積み上げたものであり、信用リスクアセットは各エクスపోージャーにリスクウェイトを乗じたものの総和として求められる

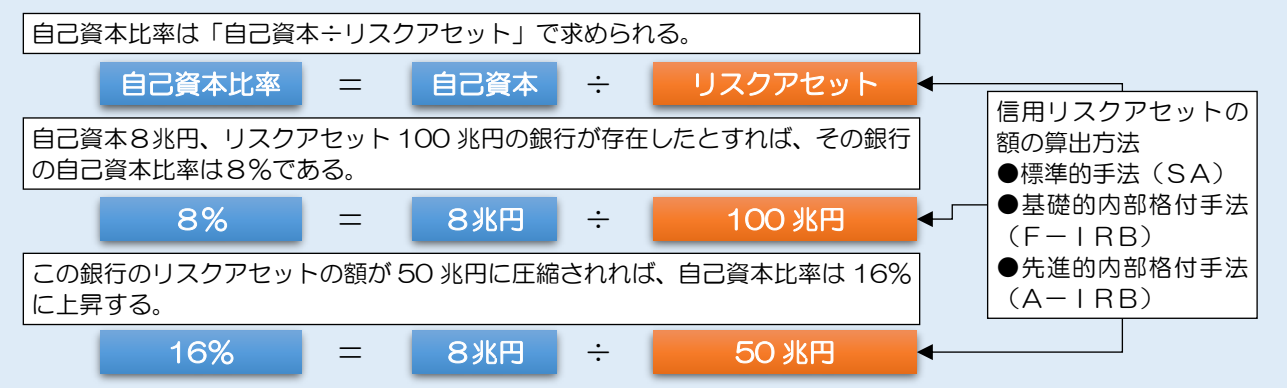
この設例だと、1250%のリスクウェイトが適用される「証券化・最劣後」が資産に存在しているため、結果的に「信用リスクアセット」の額は「総エクスపోージャー」の額を上回っている

(出所) 当社作成

③ リスクアセット

自己資本比率は「自己資本÷リスクアセット」で求められます。このため、同じ自己資本であってもリスクアセットの額を抑えることができれば自己資本比率を高めることができます。

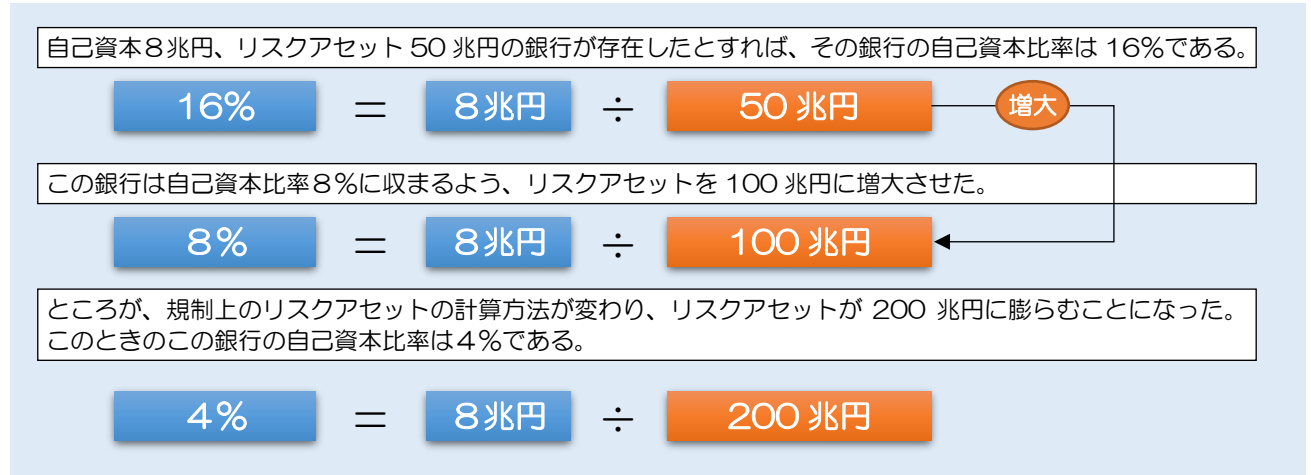
■図表1-3-4 自己資本比率とリスクアセットの関係① (概念図)



(出所) 当社作成

逆に、同じ自己資本であっても、何らかの理由でリスクアセットの額が増えれば自己資本比率は低下します。

■図表1-3-5 自己資本比率とリスクアセットの関係②（概念図）



（出所） 当社作成

④ 第2の柱

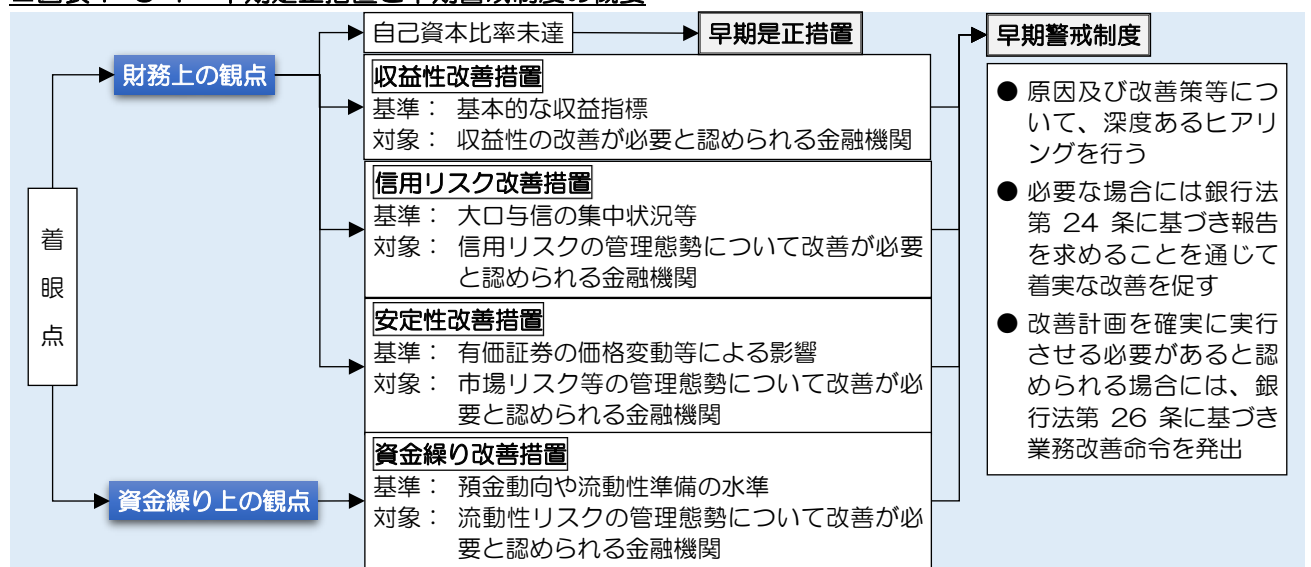
バーゼルⅡ規制における「第2の柱」とは、いわば「第1の柱」だけでは捕捉しきれないリスクを把握することを目的としたものです。

■図表1-3-6 4つの主要原則

四つの主要原則	
1	銀行は、自らのリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有するべきである。
2	監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。
3	監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。
4	監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。

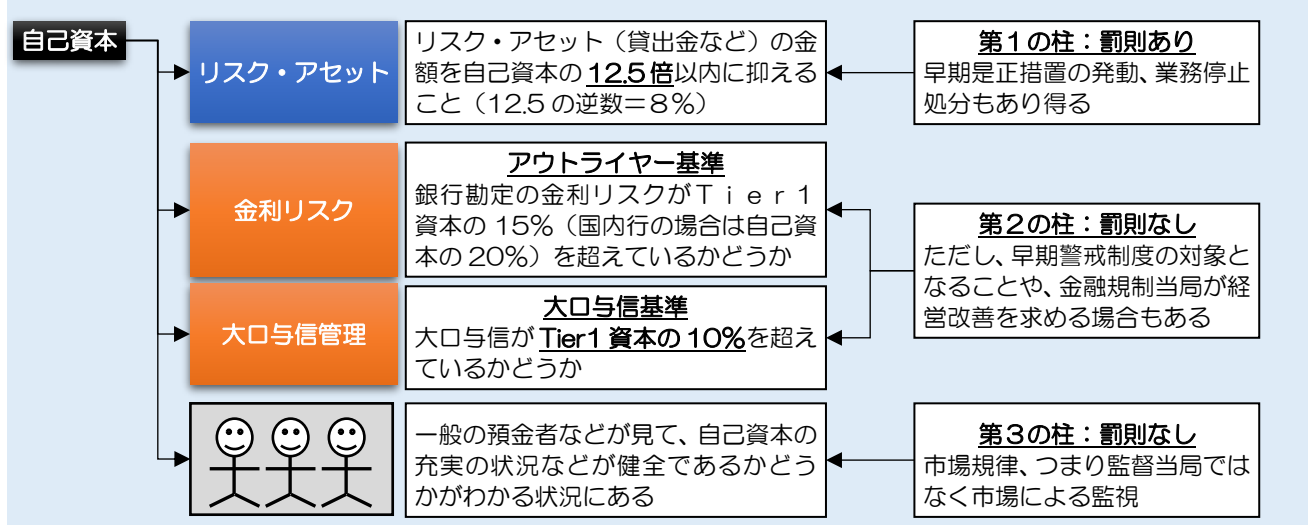
（出所） BCBS等

■図表1-3-7 早期是正措置と早期警戒制度の概要



（出所） 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/paper/23/zentai/O3.pdf>) より当社作成

■図表1-3-8 自己資本と3本柱の関係

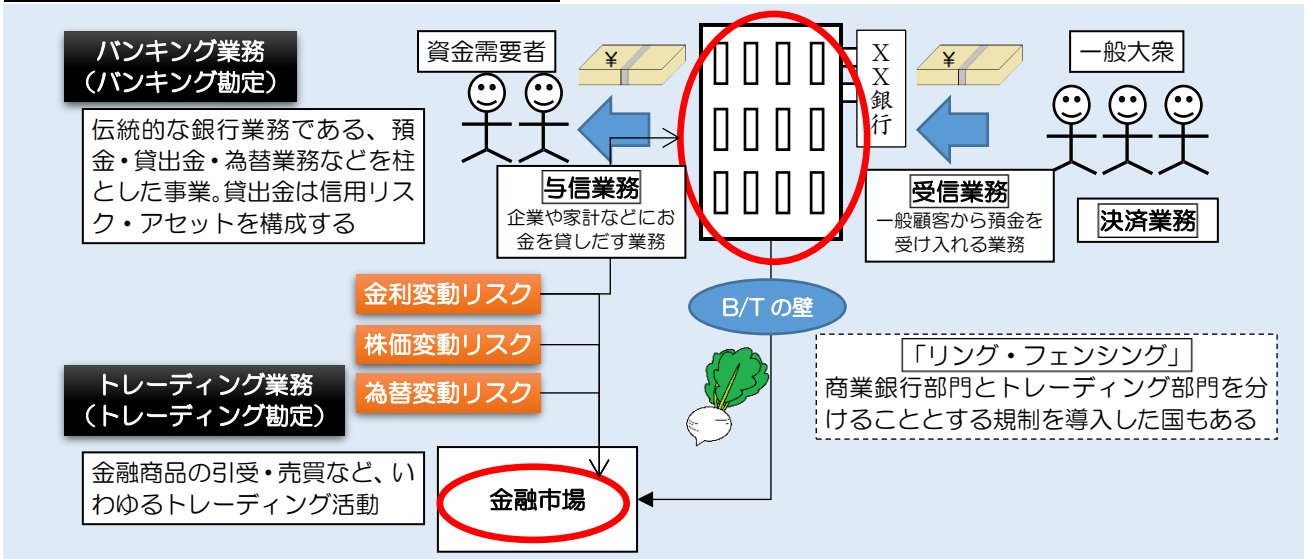


（出所） 当社作成

⑤ 「銀行勘定」とは？

バーゼル規制上、「銀行」（Bank）は、いわゆる「預金・貸出金・為替」業務を主に行う主体であると考えられており（当社私見）、その意味で、「銀行勘定」とは「銀行の本業に関わる勘定」のことです。

■図表1-3-9 バンキングとトレーディング



（出所） 当社作成

バーゼル規制上は、バンキング勘定（銀行勘定）にかかる信用リスクと、トレーディング勘定に係る市場リスクの両者に対して「自己資本賦課」の対象としています。ただし、わが国の場合は、特定取引勘定の規模が1000億円未満であるなど、一定の要件を満たしている場合には、トレーディング勘定などに係る「マーケット・リスク相当額」の算出を免除する規定が設けられています。

(4) 統合されたバーゼル枠組み

バーゼル規制は年々、さまざまなルールが公表されることで、次第にルールなどの本数が増えてきており、論点によってはさまざまなPDFファイルなどを参照する必要があります。

■図表1-4-1 バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係

自己資本の定義	バーゼルⅢテキスト 原題: Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems URL: https://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf バーゼルⅢの最終化 原題: Finalising post-crisis reforms URL: https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf カウンターパーティ信用リスクの標準的手法 (SA-CCR) 原題: The standardised approach for measuring counterparty credit risk exposures URL: https://www.bis.org/publ/bcbs279.pdf 証券化フレームワークの見直し 原題: Revisions to the securitisation framework URL: https://www.bis.org/bcbs/publ/d374.pdf 中央清算機関に対するエクスポージャーの取扱い 原題: Capital requirements for bank exposures to central counterparties URL: https://www.bis.org/publ/bcbs282.pdf 銀行のファンドを通じたエクイティ投資の取扱い 原題: Capital requirements for banks' equity investments in funds URL: https://www.bis.org/publ/bcbs266.pdf
信用リスク・アセットの標準的手法	
信用リスク・アセットの内部格付手法	
CVAリスク	
デリバティブ等のカウンターパーティ信用リスクの標準的測定方法	
証券化商品の信用リスク・アセット	
CCP向けエクスポージャー	
ファンドを通じたエクイティ投資の取扱い	

(出所) 最終規制文書より当社作成

こうした状況を受け、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は14の規則(standards)から構成され、章(chapters)に分けた「統合されたバーゼル枠組み」なる概念を提唱しています。

■図表1-4-2 14の原則

これまでバーゼル基準は国際決済銀行のウェブサイト上に pdf 形式の規則文書として公表されていたこれらの規則文書は、これまで既存規則の差し替えや一部改訂、新規の公表を通じて、拡充されてきた

14の規則 (Standards)	
SCO 適用範囲と定義	LCR 流動性カバレッジ比率
CAP 自己資本の定義	NSF 安定調達比率
RBC 所要自己資本要件	LEX 大口与信規制
CRE 信用リスクのリスクアセット計測	MGN マージン規制
MAR マーケット・リスクのリスクアセット計測	SRP 監督上のレビュー・プロセス
OPE オペレーショナル・リスクのリスク・アセット計測	DIS 開示要件
LEV レバレッジ比率	BCP 実効性のある銀行監督のための諸原則

※ 「SPR (監督上のレビュー・プロセス) には、「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB) や「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」など、第2の柱のもとでバーゼル基準として扱われるものが含まれている

(出所) 金融庁・2019年4月付『「統合されたバーゼル枠組み」に関する市中協議文書の公表について』より当社作成

(5) 最新金融規制動向

2008年の金融危機を契機に、国際的な当局による金融規制の変革が進行しています。

■図表1-5-1 主な金融規制の流れ

項目	主な内容	対象	導入時期	
バーゼルⅢテキスト等	バーゼルⅢ規制 (国際統一基準行)	自己資本比率の「分子」を中心に、CET1、AT1、T2などの概念を導入し、併せてCET1規制を強化するもの。また、デリバティブ等に関するCVA等の規制も導入	国際行	2013年
	国内バーゼルⅢ規制 (国内基準行)	国際統一基準行に対するバーゼルⅢの導入を受けて、国内行についてもそれと平仄を併せる規制を導入するもの。ただし、自己資本の定義はバーゼルⅡ規制時代と比べて簡素化されている	国内行	2014年
	資本バッファー	国際統一基準行における資本バッファー(資本保全バッファー比率とカウンター・シクリカル・バッファー比率の合計値)	国際行	2016年
	レバレッジ規制	リスク・アセット・ベースではない、自己資本に対するバランス・シートの規模を規制する比率。当面の要求水準は3%以上	国際行	2018年
	LCR	主に国際統一基準行を対象に、短期的な預金流出リスクを規制するもの	国際行	2015年
	NSFR	流動性のない資産を保有する際に安定的な調達を義務付けるもの	国際行	2021年9月
	バーゼルⅢ最終化 (信用リスクの見直し)	標準的手法に基づく信用リスク・アセットの計算方法について全面的に見直すとともに、内部格付手法についても部分的見直しを加える(エクイティのリスク・ウェイト等について経過措置あり)	すべての金融機関	2022年3月 →国際行 2023年3月
バーゼルⅢ最終化 (資本フロア)	内部モデル方式を採用するすべての計算方式について、標準的手法によるものに対して72.5%のフロアを設けるもの(経過措置あり)	内部格付手法採用行等	国内行 2025年3月	
BOBS・その他の論点	銀行勘定の金利リスク(IRBB)	現行「第二の柱」の対象とされている銀行勘定における金利リスクについて、「第二の柱」の位置付けのまま規制を強化するもの	国際行 国内行	2018年 2019年
	オペレーショナル・リスクの見直し	オペレーショナル・リスクに関する基礎的手法について見直すとともに先進的手法を廃止する	国際行 国内行?	2022年 →2023年
	証券化商品規制	バーゼルⅡ規制における証券化商品に関する外部格付への機械的な依存やクリップ効果の緩和等を目的とした証券化商品規制の見直し	国際行 国内行	2018年
	SACCR モデル導入	現行のデリバティブ等の信用リスク・アセットを計算する「カレント・エクスポージャー方式」(CEM)に代わり、信用リスク削減手法を内包した「標準的な」デリバティブ等の信用リスク・アセット計算手法。日本の場合、国際統一基準行、内部格付手法採用行を含め、適用除外規定が広く設けられている	すべての金融機関	2018年
	マーケット・リスク 規制の強化	トレーディング勘定とバンキング勘定との間の「資本アービトラージ」を抑制するもの。部分的に会計基準上の保有目的区分の無効化も含む	特定取引勘定設置行等	2019年
大口与信規制	現行「第二の柱」の対象とされている大口エクスポージャー等に関するソフト・リミット規制を、「第一の柱」のハード・リミット規制に変更するもの。本邦「大口信用供与等規制」の最終化にあわせてファンドのルックスルー等の規定についても盛り込む	すべての金融機関	2019年	
その他規制	大口信用供与等 規制	銀行法第13条に定める信用供与等規制の大幅な強化と対象範囲の拡大。なお、国際的な大口与信規制との統合を踏まえ、ファンドのルックスルー等の取扱い等、導入が見送られた項目も。	すべての金融機関	2019年
	デリバティブ規制	一定の店頭デリバティブ取引に関する中央清算機関(CCP)への清算集中義務と、非中央清算デリバティブに関する証拠金(VM/IM)規制	想定元本3000億円以上の銀行等	2012年～
	米FATCA対応	米国居住者の外国税務コンプライアンス(FATCA)法。わが国では不同意米口座及び不参加金融機関へ支払われた外国報告対象金額についての情報を国税庁等に提供する仕組みが存在	すべての金融機関	2015年～
	G-SIBsに対するTLAC規制	G-SIBsに該当した場合の資本賦課(上記資本バッファーに追加)。また、自己資本に加えて損失吸収条項付の負債を発行することなどを義務付けるもの	G-SIB	2019年～
	米ボルカー・ルール	銀行等の事業体に対し、「リスクが高い」とされる一定の取引(自己勘定取引やファンド投資活動等)を行うことを原則として禁止するもの。外国銀行(例:邦銀)の場合、米国に支店・現地法人等を設けている際にボルカー・ルール上の「銀行事業体」の認定を受けるが、「完全な米国外(いわゆるSOTUS)」要件を充足する場合など、適用の除外規定も設けられている	米国に拠点を置く金融機関	2014年～

(出所) 当社作成。ただし、導入時期等についてはその後の規制動向等により変化している場合もある

2 バーゼルⅢ国内実施

(1) 告示の公表

金融庁は2022年4月28日付で、バーゼルⅢの国内実施に関連し、『「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）」等に対するパブリック・コメントの結果等の公表について』と題し、バーゼルⅢ最終化文書に関する本邦における実施に関する告示を公表しました。

■図表2-1-1 金融庁の公表物（銀行自己資本比率告示・第1の柱部分のみ）

第1の柱に関する告示の一部改正（PDF、全676ページ）	→	関連するQ&Aの一部
上記のほかに銀行持株告示、大口信用供与等規制に関する告示の一部改正、店頭デリバティブ取引規制に関する告示の一部改正 等 適用予定日…国際行は2024年3月31日、国内行は2025年3月31日、いずれも早期適用可能		

（出所） 金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20210928-2.html>）

(2) 信用リスク・アセット

① 資本フロア

信用リスク・アセットにおいては、内部格付手法等を使用している金融機関に対する資本フロアの規定が導入されます（※経過措置が設けられています）。

■図表2-2-1 72.5%の資本フロア（第13条1項）

次のいずれかに該当する銀行 ①内部格付手法採用行 ②内部モデル方式採用行 ③期待エクスポージャー方式採用行	(B) > (C) の場合、 $(B-C) \times 12.5$ を自己資本比率の算式の分母に加える
(B) 標準的な手法により算出した所要自己資本の額	72.5%
(C) 承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額	

(A) 標準的な手法で算出した所要自己資本	(B) $A \times 72.5\%$	(B-C)	(C) 内部格付手法等	→ この部分を12.5倍した値を自己資本比率の分母に加える
-----------------------	-----------------------	-------	-------------	-------------------------------

※ 内部格付手法…信用リスク・アセット
 ※ 内部モデル方式…マーケット・リスク相当額の算出
 ※ 期待エクスポージャー方式…派生商品取引の信用リスク・アセット

■図表2-2-2 「標準的な手法で算出した所要自己資本」の意味（第13条第3項）

「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは 右の額の合計額から、内部格付手法採用行における一般貸倒引当金の額につき、当該手法により算出した額を控除した額	信用リスクアセット	下記以外の部分	標準的手法	<※> 内部モデル方式採用行の場合 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いる
		派生商品取引・長期決済期間取引の与信相当額	SA-CCR（第79条の2に定めるところにより与信相当額を算出）	
		証券化エクスポージャーに係る部分	銀行をSA採用行とみなして第8章に定めるところにより判定された手法	
		CVAリスクに係る部分	第8章の2に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法	
		マーケット・リスクに係る部分	標準的方式または簡易的方式<※>	
		オペレーショナル・リスクに係る部分	第304条に規定する標準的計測方式	

② デュー・ディリジェンス分析

標準的手法採用行は、エクスポージャーに対するリスク・ウェイトを判定するに際し、債務者の評価として、「デュー・ディリジェンス」（原文ママ）を行う必要があるとされています。

■図表2-2-3 デュー・ディリジェンス分析（第48条の2）

標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす個別のエクスポージャーに係る債務者の評価（デュー・ディリジェンス分析）を行うものとする（第48条の2）

- ① 内部の信用分析及び第三者による分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること
- ② 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること
- ③ 債務者が連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は、次に掲げる返済能力が評価されていること
 - イ 当該債務者自身の返済能力
 - ロ グループに含まれる親会社、子会社及び関連会社による資金援助又はこれらの会社において生じた問題が与える影響を考慮した返済能力
- ④ エクスポージャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システム及び内部統制が整備されていること
- ⑤ 個別のエクスポージャーに係る債務者の評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること
- ⑥ 個別のエクスポージャーに係る債務者の評価を信用供与の実行時点及び年1回以上の頻度で実施していること

DDの結果の対応

- デュー・ディリジェンス分析の結果、その信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価される場合は、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。
- 当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いない
- この規定が適用される債務者と根拠条文は次のとおり。

債務者	根拠条文
国際開発銀行	第60条第2項
金融機関	第63条第5項
第一種金融商品取引業者	第63条第5項 (第64条第1項で準用)
自己資本比率規制等の適用を受ける保険会社	第63条第5項 (第64条の2第1項で準用)
法人等	第65条第2項
特定貸付債権（SL）	第65条の2第2項

③ リスク・ウェイト判定の全般的留意点

標準的手法においてリスク・ウェイトを判定するための全般的な留意点については、今回の告示においても大きく変わる部分はありません。

■図表2-2-4 【ほぼ変更なし】全般的な信用リスク・アセット算出ルール

項目	ルール概要
1. 投資対象に複数の外部格付が付されている場合	適格格付機関の格付等が2以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いる。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付等に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いる（第53条）
2. 「非依頼格付」の取扱い	標準的手法採用行は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を採用することはできない（但し中央政府に対するエクスポージャーを除く、第49条）
3. 中央政府向けエクスポージャー	中央政府向けエクスポージャーについては、適格格付機関が付与する外部格付だけでなく、ントリー・リスク・スコアを利用することが可能（第56条）
4. 金融機関向けエクスポージャー	金融機関や第一種金融商品取引業者（証券会社）に対するリスク・ウェイトは、その金融機関等が設立された国の格付やカントリー・リスク・スコアを利用する（第63条、第64条）
5. 外国公共部門向けエクスポージャー	中央政府・中央銀行以外の外国公共部門（一定のプロジェクトファイナンス等を除く）に対するエクスポージャーは、その外国公共部門が所在する国の中央政府に付与された格付やカントリー・リスク・スコアを利用してリスク・ウェイトを判定する（第59条、無格付の場合は100%）。なお「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」について告示第59条は「当該国における公共部門の定義による」と規定
6. 資産の時価評価	国内基準行の場合、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価換え又は再評価を行わない場合の額とする（第48条第1項第1号）

（※注） 変更箇所のみ取消線で示す

④ リスク・ウェイトの総括表

バーゼルⅢ国内最終実施に伴い、格付等に応じたリスク・ウェイトに加え、あらたにLTVの概念を用いたリスク・ウェイトの判定ルールなども加わります。

■図表2-2-5 リスク・ウェイト総括表

■格付に応じたリスク・ウェイト（長期）			■不動産				
エクスポージャー	信用リスク区分	RW	区分	区分	RW		
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー（第56条、変更なし）	1-1	0%	自己居住用不動産（第68条）	適格	LTV	第1 抵当	第2 抵当
	1-2	20%			50 以下	20%	20%
	1-3	50%			50 超 60 以下	25%	31.25%
	1-4	100%			60 超 80 以下	30%	37.5%
	1-5	100%			80 超 90 以下	40%	50%
	1-6	150%			90 超 100 以下	50%	62.5%
					100 超	70%	—
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条第1号）	1-2-1	20%		非適格		75%	
	1-2-2	50%		国内行に対する容認規定（第68条の2）	抵当権により保全		35%
	1-2-3	100%			抵当権で非保全		75%
	1-2-4	100%	非適格		75%		
	1-2-5	150%					
国際開発銀行向けエクスポージャー（第60条）	2-1	20%	賃貸用不動産（第69条）	適格	LTV	第1 抵当	第2 抵当
	2-2	30%			50 以下	30%	30%
	2-3	50%			50 超 60 以下	35%	43.75%
	2-4	100%			60 超 80 以下	45%	56.25%
	2-5	100%			80 超 90 以下	60%	75%
	2-6	150%			90 超 100 以下	75%	93.75%
					100 超	105%	—
金融機関向けエクスポージャー（第63条第1項）	3-1	20%		非適格		150%	
	3-2	30%		国内行に対する容認規定（第69条の2）	抵当権により保全		75%
	3-3	50%			抵当権で非保全		105%
	3-4	100%	非適格		150%		
3-5	150%						
カバード・ボンド向けエクスポージャー（第63条の2）	3-3-1	10%	事業用不動産（第70条）	適格	LTV	第1 抵当	第2 抵当
	3-3-2	20%			60 以下	70%	70%
	3-3-3	20%			60 超 80 以下	90%	112.5%
	3-3-4	50%			80 超	110%	—
	3-3-5	100%		非適格		150%	
法人等向けエクスポージャー（第65条）	4-1	20%	その他不動産（第70条の2）＜適格＞				60%
	4-2	50%	ADC（第70条の3～）		非適格		150%
	4-3	75%			適格		100%
	4-4	100%					
	4-5	150%					
※ デュー・ディリジェンス分析の結果、当該格に対応する信用リスク区分より一段階以上の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト用いなければならない場合がある			■格付に応じたリスク・ウェイト（短期）				
■劣後債・株式等のリスク・ウェイト			エクスポージャー	区分	RW		
劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー（第75条の2）			金融機関向け短期エクスポージャーの容認規定（第63条第2項）	長期で30%となるもの	20%		
投機的な非上場株式に対する投資（第76条第1項第1号）				長期で50%となるもの	20%		
投機的な非上場株式に該当しない投資（第76条第1項第2号）				長期で100%となるもの	50%		
			カバード・ボンド向けエクスポージャー（第63条の2）	3-3-1	10%		
				3-3-2	20%		
				3-3-3	20%		
				3-3-4	50%		
				3-3-5	100%		
			法人等向けエクスポージャー（第66条、変更なし）	5-1	20%		
				5-2	50%		
				5-3	100%		
				5-4	150%		
※ 株式のリスクウェイトについては5年間の _{max} 過措置が設けられている							

なお、カンントリー・リスク・スコアを使用したリスク・ウェイトの判定についても引き続き使用されます。

■図表2-2-6 カントリー・リスク・スコアを使う場合

	0	1	2	3	4	5	6	7
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー（第56条、改正なし）	0%	0%	20%	50%	100%	100%	100%	150%
外国の中央政府当以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条）（※）	20%	20%	50%	100%	100%	100%	100%	150%

（※）「当該公共部門の所在する国の中央政府に付与されたカンントリー・リスク・スコア」を使用する

以上の通り、標準的手法採用行においては、リスク・ウェイトはその相手先の種別に応じ、原則として外部格付に依拠して決定されますが、それ以外に、「格付と無関係に決定されるリスク・ウェイト」もあります。

■図表2-2-7 特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例

種別	R/W	条文
【変更なし】現金（外国通貨及び金を含む）	0%	第55条
【変更なし】取立未済手形	20%	第73条
【変更なし】信用保証協会等により保証されたもの	0~10%	第74条
【ほぼ変更なし】重要な出資のエクスポージャー	1250%	第76条の2各号

（出所）銀行告示より当社作成

■図表2-2-8 格付等と無関係に決定されるリスク・ウェイト

■特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例		
種別	R/W	条文
【変更なし】現金（外国通貨及び金を含む）	0%	第55条
【変更なし】取立未済手形	20%	第73条
【変更なし】信用保証協会等により保証されたもの	0~10%	第74条
【ほぼ変更なし】重要な出資のエクスポージャー	1250%	第76条の2各号
■円建てのエクスポージャーのうち、円建てで調達されたもの		
発行体	R/W	根拠
【変更なし】日本国政府及び日本銀行向け	0%	第56条第2項
【変更なし】わが国の地方公共団体向け（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く）	0%	第58条第1項
【変更なし】地方公共団体金融機構向け	10%	第60条の2
【変更なし】政府が一定の関与を行っている法人	10%	第61条第1項
【変更なし】地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）	20%	第62条第1項
上記以外のものについてはリスク・ウェイト表に従う		
■国際決済銀行、国際開発銀行		
発行体	R/W	根拠
【変更なし】国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体→欧州連合	0%	第57条
【変更なし】国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行、A I I B	0%	第60条第2項
■【変更なし】我が国の政府関係機関向けエクスポージャーのうち、10%のリスク・ウェイトが適用されるもの		
区分	概要	第61条の根拠
当該法人が株式会社ではない場合	政府が過半を出資している法人	第1項第1号
	政府が出資している法人のうち、法律の定めるところにより当該法人の予算及び決算について国会の議決または主務大臣の認可を受けなければならない法人	第1項第2号
当該法人が株式会社である場合	政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について国会の議決または主務大臣の認可を受け、当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人	第1項第3号
	政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人	第1項第4号

⑤ 金融機関向けエクスポージャー

金融機関向けエクスポージャーについては、基本的には格付（または短期格付）に従いリスク・ウェイトを判定することとしつつ、外部格付が使用できない場合にはグレードA～Cに従って判定する、というプロセスを取ります。

■図表2-2-9 金融機関向けエクスポージャー

金融機関向けエクスポージャー（第63条第1項）

次の者に対するエクスポージャー

- 自己資本比率規制金融機関（バーゼル委の自己資本規制等の適用を受ける者）
- 外国銀行
- 銀行持株会社
- 銀行持株会社に準ずる外国の会社

区分	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5
金融機関向けエクスポージャー（第63条第1項）	20%	30%	50%	100%	150%
金融機関向け短期エクスポージャー（第63条第2項）	20%	20%	20%	50%	150%

※ 短期エクスポージャーについてはリスク区分について「3-1」を「3の2-1」などと読み替える

※ なお、デュー・ディリジェンス分析によるリスク・ウェイトの調整が必要

■図表2-2-10 金融機関向けエクスポージャーの定義等

「金融機関向け短期エクスポージャー」の定義（第63条第2項）

- ① 信用供与を行った日から満期までの期間が3ヵ月以内の金融機関向けエクスポージャー
- ② 信用供与を行った日から満期までの期間が6ヵ月以内の貿易取引に係る金融機関向けエクスポージャー（流動性の高い貿易関連偶発債務を含み、①を除く）

金融機関向けエクスポージャーにかかる格付使用の注意点

（第63条第4項）※新告示適用日以降、5年間の適用猶予あり
標準的手法採用行は、第1項又は第2項において格付を用いる場合に、**暗黙の政府支援**※注を勘案していない格付を用いるものとする

<※>第63条第3項にいう「暗黙の政府支援」の意味（※経過措置あり）

- 国又は地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合において法令（外国の法令を含む）に基づき金融機関に講ぜられる措置その他これに類する措置を自己資本比率規制金融機関に対して講じ得ること
- ただし、当該金融機関の株主又は債権者のみに損失を負担させる措置を除く

■図表2-2-11 外部格付が使えない場合のグレード別リスク・ウェイト

金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合（第63条第6項・第7項）

金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは「自己資本比率規制金融機関のグレード区分」に応じ、次の表のとおりとする。

グレード区分	A	B	C
原則（第6項）	40%	75%	150%
金融機関向け短期エクスポージャーの容認規定（第7項）	20%	50%	150%

※ 「自己資本比率規制金融機関のグレード区分」とは…「自己資本比率規制金融機関が無格付の場合の金融機関向けエクスポージャーにおける信用リスク評価の区分」のこと。

※ 「グレードA～C」の具体的な判定については、第63条第8項、第10項、第11項を参照。

■図表2-2-12 グレードA

グレードA	<p>グレードA (第63条第8項) 次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定する</p> <p>① 契約に従って債務を履行する能力を有しており、かつ、経済状況又は事業環境が悪化した場合においても当該能力を継続して維持することが見込まれること</p> <p>② 自己資本比率規制金融機関に適用される基準<※>を満たしていること ※ 各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する非公表の固有の基準を除く</p> <p>③ 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用行が確認するために必要な情報が公表されていること、または、当該情報が標準的手法採用行に適切に提供されていること</p>	<p><※>グレードA・第63条第8項第2号の基準</p> <p>イ～ホの各号 → 国際統一基準行等（銀行、持株、信金、農中、商中）の最低自己資本比率（連単）と最低資本バッファ比率（連単）を満たしていること</p> <p>ハ～ヌの各号 → 国際統一基準行等（銀行、持株、信金、農中、商中）の最低レバレッジ比率（連単）を満たしていること</p> <p>ル、ラの各号 → 外国銀行等がイ（自己資本告示）・ハ（レバレッジ告示）と類似の基準を満たしていること</p> <p>ワ～ツ → 国内基準行等（銀行、持株、信金、信組、労金、農協、漁協）の最低自己資本比率を満たしていること</p>	<p>原則 40%</p> <p>短期 20%</p>
	<p>30%RW の条件</p> <p>グレードAの金融機関のうち、リスク・ウェイト30%の適用が可能な場合（第63条第9項） 国際統一基準行等（イ～ホの各号）に対応する金融機関であって、連単のCET1比率14%以上、連単のレバレッジ比率が5%以上である金融機関等（同①～⑤）</p>		

■図表2-2-13 グレードB・グレードC

グレードB	<p>グレードB (第63条第10項) 次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をBと判定する（第8項の規定によりグレードAと判定されたものを除く）</p> <p>① 算出基準日において債務を履行する能力に疑義が生じていないこと</p> <p>② 当該自己資本比率規制金融機関が、第八項第二号ワからつままでに掲げる基準及び次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準<※>を満たすこと ※ 各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する非公表の固有の基準を除く</p>	<p>原則 50%</p> <p>短期 75%</p>
	<p>グレードC (第63条第11項) 次に掲げる場合のいずれかに該当する自己資本比率規制金融機関のグレード区分をCと判定する（第8項でグレードAと判定されたもの、第10項でグレードBと判定されたものを除く）</p> <p>① 算出基準日において債務を履行する能力に疑義がある又は既に債務を履行することができない状態にある場合</p> <p>② 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められていない場合</p> <p>③ 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められており、かつ、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていない場合</p> <p>④ 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関の設立された国又は地域の金融当局によって定められているときに、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用行が確認するために必要な情報が公表されておらず、かつ、当該情報が標準的手法採用行に適切に提供されていない場合</p> <p>⑤ 当該自己資本比率規制金融機関が所在する国又は地域の法令に基づき、当該金融機関に対する外部監査人の会計監査が義務付けられている場合において、過去12月以内に次に掲げる事項のいずれかが生じている場合 イ 財務諸表に対する監査報告書において外部監査人による不適正意見が表明されていること ロ 財務諸表における継続企業の前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されていること（財務諸表において、継続企業の前提に関する注記がされていることを含む）</p> <p>⑥ 当該自己資本比率規制金融機関が第八項の規定によりグレード区分がAと判定されない場合であって、かつ、前項の規定によりグレード区分がBと判定されない場合</p>	<p>原則 150%</p> <p>短期 150%</p>

⑥ 証券会社、保険会社等

銀行等金融機関に対して適用されるリスク・ウェイトの規定については、一定要件を満たす第一種金融商品取引業者（つまり証券会社）や保険会社に対しても準用されます。

■図表2-2-14 証券会社、保険会社など

<p>第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイト（第64条）</p> <p>第1項 その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第六十三条の規定に従うものとする（経営管理会社についても同様）</p> <p>第2項 第一種金融商品取引業者・経営管理会社が外国法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合、当該第一種金融商品取引業者又は当該経営管理会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国・地域の金融当局が定めるところにより判定する</p>	<p>※ 本邦の取扱い 日本国内の第一種金融商品取引業者及び保険会社は第63条の規定に従った取扱いとなり、無格付の場合の取扱は今後、Q&Aにて示される</p> <p>※ 外国会社の場合 外国の海外規制における海外の証券会社・保険会社の取扱いが判別できない場合は、法人等向けエクスポージャーとして取り扱う (出所：金融庁の「考え方」)</p>
<p>保険会社又は保険持株会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイト（第64条の2）</p> <p>第1項 その保険会社又は保険持株会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第六十三条の規定に従うものとする</p> <p>第2項 保険会社に準じる外国の者又は保険持株会社に準じる外国の者が外国法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該準じる者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする</p>	

→ 新設

⑦ 法人等向けエクスポージャー

法人向けエクスポージャーについては、「法人等」の定義が設けられたほか、「無格付の場合」、「中堅中小企業等に該当する場合」、「75%リスク・ウェイト」、「45%リスク・ウェイト」、さらには「特定貸付債権（SL）」の規定などが設けられています。

■図表2-2-15 法人等向けエクスポージャーの定義とリスク・ウェイトに関する考え方

<p>法人等向けエクスポージャー（第65条）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>会社</td></tr> <tr><td>組合</td></tr> <tr><td>信託</td></tr> <tr><td>基金</td></tr> <tr><td>事業者たる個人</td></tr> <tr><td>その他これらに準ずる事業体</td></tr> </table> <p>← 外国におけるこれらに相当するもの</p> <p>※ ソブリン、国際開発銀行、地方政府、金融機関、証券会社、保険会社等については除く</p> <p>※ この定義は第4項（中堅中小企業等）、第78条第3項第1号（オフバラ項目の取引相手要件の規定）においても準用される</p>	会社	組合	信託	基金	事業者たる個人	その他これらに準ずる事業体	<p>リスク・ウェイトの判定、中堅中小企業等の判定</p> <p>外部格付が存在している場合（第65条第1項・第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスク区分 [4-1]~[4-5] に従いリスク・ウェイト判定（第1項） ● デュー・ディリジェンス分析による調整が必要（第2項） <p>無格付の場合（第65条3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無格付の場合のリスク・ウェイトは100% ● 中堅中小企業等向けエクスポージャーの場合は85% <p>中堅中小企業等（第65条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売上高50億円未満の法人等 ● 当該法人等が連結財務諸表を作成している場合、および標準的手法採用行が同一グループに属するものとして管理している場合は連結の売上高 ● 卸売業など、事業規模の判断に売上高を用いることが適切でない場合は、総資産が50億円未満の法人等とすることができる
会社							
組合							
信託							
基金							
事業者たる個人							
その他これらに準ずる事業体							

■図表2-2-16 格付に応じたリスク・ウェイト（第65条第1項）

信用リスク区分	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5
リスク・ウェイト	20%	50%	400% → 75%	100%	150

※なお、デュー・ディリジェンス分析による調整が必要（第65条第2項）

■図表2-2-17 リスク・ウェイト75%要件

中堅中小企業等向けエクスポージャー 個人向けエクスポージャー	①、②の要件を満たした場合はリスク・ウェイトを75%とすることができる(第67条第1項)
75%リスク・ウェイトの条件	①1億円要件 1の債務者に対するエクスポージャーの額が1億円以下である ※ i 住宅ローン等、債券、株式、派生商品取引については含まれない ※ ii オフ・バランス取引の与信相当額を含む ※ iii 信用リスク削減手法を適用する前のベースで判断する ※ iv ただし、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額は控除する
	②グラニュラリティ要件 1の債務者に対するエクスポージャー(※下記 i、iiの注意点あり)の額が、個人向けエクスポージャーと前号の要件を満たす中堅中小企業等向けエクスポージャーの額を合計した額の0.2%を超えないこと ※ i 不動産向けエクスポージャー等を除く ※ ii 信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額は控除する
	複数の中堅中小企業等または個人に対する信用の供与に際し、密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として「1の債務者」とみなす(第67条第2項) 第1項各号(左記①、②)の要件のいずれかを満たさない個人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とする(第67条第4項)

■図表2-2-18 リスク・ウェイト45%要件

適格中堅中小企業等向けエクスポージャー 適格個人向けエクスポージャー	①、②の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトを45%とすることができる(第67条第3項)
45%RWの条件	①クレジットカードの利用に係るエクスポージャー(※) 過去12ヵ月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。 ※ 当該クレジットカードを提示して、特定の販売業者から商品もしくは権利を購入し、または特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスポージャーに限る
	②前号に該当しないエクスポージャー(※) 過去12ヵ月にわたり債務の残高が零であること ※ 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動し得るエクスポージャー
	※ 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー、適格個人向けエクスポージャーとは、第67条第1項①②のすべての条件を満たすものをいう(第67条第1項本文)

■図表2-2-19 特定貸付債権(SL)

リスク・ウェイトの適用(第65条の2第1項) 第65条(法人等向けエクスポージャー)の規定にかかわらず、特定貸付債権(下記①~③の事業に対する法人等向けエクスポージャー)のリスク・ウェイトは、当該SL向けエクスポージャーに対して付与された個別格付の信用リスク区分に応じ、第65条第1項4-1~4-5に定めるものとする ※ 当該特定貸付債権向けエクスポージャーの債務者に債務者信用力格付があるときは、当該債務者信用力格付をリスク・ウェイトの判定に用いない	特定貸付債権(SL)に関するリスク・ウェイト(第65条の2) ● デュー・デリジェンス分析の実施(第2項) ● SLが無格付である場合、次のリスク・ウェイトを適用(第3項) ①オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー.....100% ②コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー.....100% ③運用段階以前のプロファイ向けエクスポージャー.....130% ④運用段階のプロファイ向けエクスポージャー.....100% ● 上記④については第4項①~⑩のすべての要件を満たす場合、80%とすることが可能(第4項) ● 上記③④の「運用段階」とは、プロジェクトを運営する事業体が契約上の残債を負うのに十分な正のネット・キャッシュ・フローを有している、など(第5項)
--	--

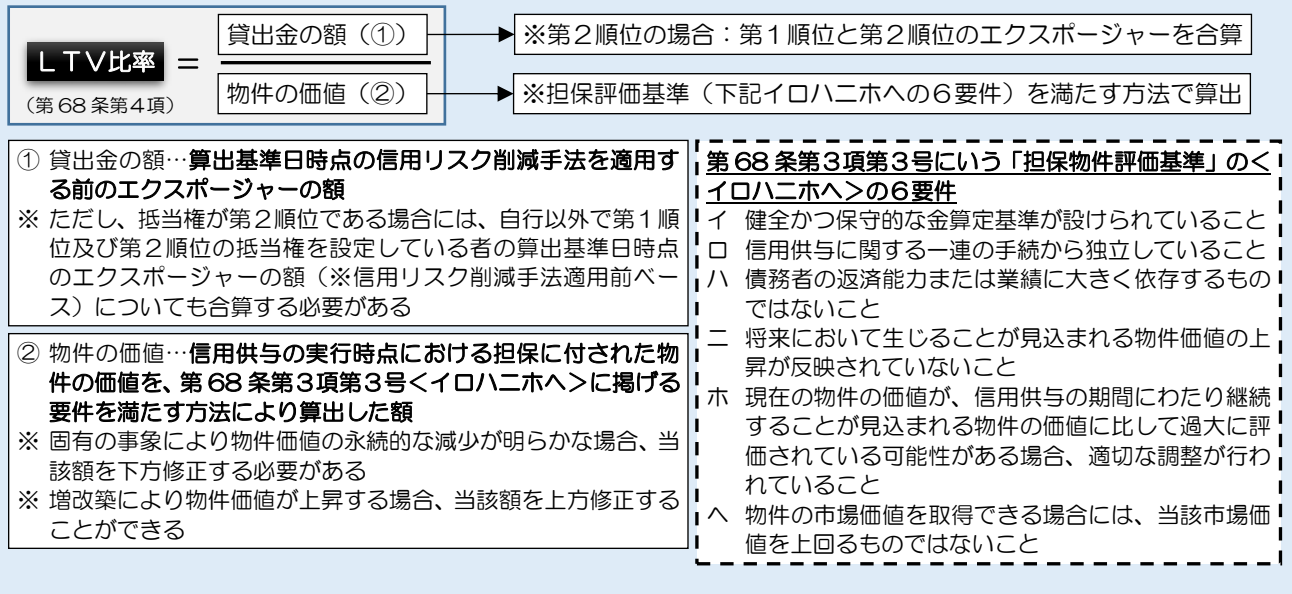
定義	具体的な対象物	ノンリコース性と資産・収益への支配	
① プロジェクト・ファイナンス	発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラ、その他の特定事業に対する信用供与	利払・返済原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的としている	信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が【①②当該有形資産、③当該商品】及び
② オブジェクト・ファイナンス	船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与	利払・返済原資を主として当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的としている	【①②当該有形資産、③当該商品】からの収益について
③ コモディティ・ファイナンス	原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫または売掛債権の資金調達のための短期の信用供与	利払・返済原資を主として当該商品の売却代金に限定している	相当程度の支配権を有している

⑧ 不動産向けエクスポージャー

バーゼルⅢ最終化では、不動産向けエクスポージャーについてはルールが複雑化し、LTVの考え方が導入されたほか、「自己居住用不動産」、「賃貸用不動産」、「事業用不動産」、「その他不動産」、「ADC」の5つの区分が設けられました。

1) LTVの考え方

■図表2-2-20 LTV比率とその要件（第68条第4項等）



■図表2-2-21 LTV比率算出に関する国内行の特例（第70条の5）

<p>国内基準行である標準的手法採用行は次の①÷②をLTVとして用いることができる</p>	
<p>① 貸出金の額…算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額</p> <p>※ ただし、抵当権が第2順位である場合には、第1順位及び第2順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額を標準的手法採用行の当該額に加えた額とする</p>	
<p>② 物件の価値…担保に付された物件の価値を、第68条第3項第3号<イロハニホヘ>に掲げる要件を満たす方法により算出した額。なお、次のイに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、次のロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。</p> <p>イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合</p> <p>ロ 増改築により物件価値が上昇する場合</p>	

2) 自己居住用不動産

■図表2-2-22 自己居住用不動産向けエクスポージャー（第68条）

自己居住用不動産向けエクスポージャー（第68条第1項①～③を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）

- 適格性要件（第68条第3項①～④）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。
- 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV50以下を除き1.25倍する（同第5項）。

LTV比率	50以下	50超60以下	60超80以下	80超90以下	90超100以下	100超
第1項の場合	20%	25%	30%	40%	50%	70%
第5項の場合	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%	—

- 適格性要件（第68条第3項①～④）を満たさない場合、75%とする（同第2項）

「自己居住用不動産向けエクスポージャー」の定義：次の①、②のいずれか（第68条第1項）

- | | |
|---|--|
| ① 次のイロハの全てを満たす住宅ローン
イ 個人向けの貸付けであること
ロ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的であること（別荘その他これに類するものを除く）
ハ 資金用途が住宅の建設、取得または増改築に限定されていること | ② ①のイに加え、次のロハニの全てを満たすエクスポージャー
ロ 資金用途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されており、当該住宅に抵当権が設定されていること
ハ 賃貸に供する目的ではないこと、または賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら資金用途目的である住宅からの賃料等の収入に依存していないこと
ニ 1の債務者に対するエクスポージャーの額が1億円以下であること |
|---|--|

■図表2-2-23 自己居住用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第68条第3項）

適格性要件（第68条第3項）

- ① 抵当権が第1順位であること<※1>
- ② 債務者の返済能力が、適切な審査基準<※2>に基づいて適当であると評価されていること
- ③ 信用供与の担保に付されている物件の評価が、<イロハニホヘ><※3>の要件のすべてを満たしていること
- ④ 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要なすべての情報に関する文書が適切に作成されていること

<注記（第68条第3項関連）>

- 1 抵当権が第2順位である場合であって、かつ、LTV比率が100以下であるときは、この限りではない
- 2 適切な審査基準は、債務者の返済能力を評価するために、当該能力を測定するための指標が定義されており、かつ、当該返済能力を評価するための当該指標の水準が定められているもの
- 3 イロハニホヘの6要件はLTV比率に関する解説部分を参照

■図表2-2-24 国内基準行である標準的手法採用行の容認規定（第68条の2）

国内基準行である標準的手法採用行は、次のリスク・ウェイトの適用が可能（第68条の2）

当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが…	リスク・ウェイト
① 抵当権により完全に保全されている場合（第1項第1号）	35%
② 抵当権により完全に保全されていない場合（第1項第2号）	75%
③ 適格性の要件を満たさない場合（第2項）	75%

「適格性の要件」については第68条第3項の規定を準用する（同第3項。なお、「LTV比率が100以下である」を「当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替える）

3) 賃貸用不動産

■図表2-2-25 賃貸用不動産向けエクスポージャー（第69条）

賃貸用不動産向けエクスポージャー（第69条第1項①～③を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）

- 適格性要件（第69条第3項①～⑤）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。
- 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV50以下を除き1.25倍する（同第4項）。

LTV比率	50以下	50超60以下	60超80以下	80超90以下	90超100以下	100超
第1項の場合	30%	35%	45%	60%	75%	105%
第4項の場合	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%	—

● 適格性要件（第69条第3項①～⑤）を満たさない場合、150%とする（同第2項）

<p>「賃貸用不動産向けエクスポージャー」の定義：次の①～③のすべてを満たすもの（第69条第1項）</p> <p>① 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されていること</p> <p>② 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー <p>③ 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していること<※1></p>	<p>＜注記（第1項・第3項関連）＞</p> <p>1 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用行が説明することができない場合を含む</p> <p>2 適切な審査基準については第68条第3項第2号の注記参照</p> <p>3 イロハニホヘの6要件はLTV比率に関する解説部分を参照</p>
---	--

■図表2-2-26 賃貸用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第69条第3項）

適格性要件（第69条第3項）

- ① 抵当権が設定された物件の建設が完了していること
- ② 抵当権が第1順位であること（抵当権が第2順位である場合であって、かつ、LTV比率が100以下であるときは、この限りではない）
- ③ 債務者の返済能力が、適切な審査基準<※2>に基づいて適当であると評価されていること
- ④ 信用供与の担保に供されている物件の価値の評価が、第68条第3項第3号<イロハニホヘ>の要件のすべてを満たしていること<※3>
- ⑤ 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要なすべての情報に関する文書が適切に作成されていること

■図表2-2-27 賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外（第69条の2）

国内基準行である標準的手法採用行は、次のリスク・ウェイトの適用が可能（第69条の2）

当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが…	リスク・ウェイト
① 抵当権により完全に保全されている場合（第1項第1号） ……	75%
② 抵当権により完全に保全されていない場合（第1項第2号） ……	105%
③ 適格性の要件を満たさない場合（第2項） ……	150%

「適格性の要件」については第69条第3項の規定を準用する（同第3項。なお、「LTV比率が100以下である」を「当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替える）

4) 事業用不動産

■図表2-2-28 事業用不動産関連エクスポージャー（第70条）

事業用不動産関連エクスポージャー（第70条第1項①、②を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）

- 適格性要件（第70条第3項）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。
- 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV60以下を除き1.25倍する（同第4項）。

LTV比率	60以下	60超80以下	80超
第1項の場合	70%	90%	110%
第4項の場合	70%	112.5%	—

- 適格性要件（第70条第3項）を満たさない場合、150%とする（同第2項）

「事業用不動産関連エクスポージャー」（第70条第1項）

次の①、②のすべてを満たす、不動産の建設・取得・増改築その他の不動産関連費用または運用を目的とした事業向けのエクスポージャー

- ① 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること
- ② 返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用行が説明することができない場合を含む）

適格性要件（第70条第3項）

- 適格性要件に関しては「賃貸用不動産向けエクスポージャー」の適格性要件（第69条第3項①～⑤）を準用する
- 「抵当権が第2順位」の要件については「担保権が抵当権である場合であって、当該抵当権が第2順位」と読み替える
- 「LTV100」の記述は「LTV80以下」と読み替える

5) その他不動産／ADC

■図表2-2-29 その他不動産関連エクスポージャー（第70条の2）

その他不動産関連エクスポージャー（下記を満たしているもの）のリスク・ウェイトは60%とすることができる（第70条の2第1項）

- 第70条の2第1項①～③の要件を満たしていること
 - ① 自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャーではないこと
 - ② 信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること
 - ③ LTV比率が60以下であること
- 不動産の建設、取得または運用を目的とするエクスポージャーであること
- 適格性要件のすべてを満たしていること

＜適格性要件＞（第70条の2第2項）

- 第69条第3項の規定を準用する
- ただし、「抵当権が第2順位である場合であってLTV比率が100以下であるときは」は「抵当権が第2順位である場合は」と読み替える

■図表2-2-30 ADC向けエクスポージャー

ADC向けエクスポージャー（下記を満たしているもの）のリスク・ウェイトは150%とする（第70条の3）

- 土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であること
- 信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却または相当程度に不確実なキャッシュ・フローに基づいていること
- 当該不動産の所在地における同様な不動産の使用割合に満たない場合を含む
- ※ 「計画の承認が得られていない林地及び立木」「計画の承認の申請を行う予定がない林地及び立木」「農地の取得のための信用供与である場合」はこの限りではない

下記を満たすADC向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とすることができる（第70条の4）

- 第70条の4第1項①～④を満たすもの
 - ① 信用供与の目的とする不動産が居住の用に供する目的の不動産であること
 - ② 信用供与の目的とする不動産について、法的に有効な事前の販売契約又は賃貸契約が締結されていること
 - ③ 信用供与の目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること
 - ④ ③の払込額は、契約が解除された場合において返金を要しないこと
- 適格性要件（第69条第3項を準用）を満たしていること（ただし、「抵当権が第2順位でLTV比率が100以下の場合」に関する規定は準用しない）

⑨ 劣後債、株式等

劣後債、株式等については一律のリスク・ウェイトが設けられています。

■図表2-2-31 劣後債、株式等（第75条の2、第76条）

劣後債、株式等のリスク・ウェイト（第75条の2、第76条第1項）

劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー（第75条の2） 150%

株式および株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第76条第1項）

- 投機的な非上場株式に対する投資（同第1号） 400%
- 前号に該当しない投資（同第2号） 250%

「株式と同等の性質を有するもの」とは、次に掲げるもの（第76条第2項）

- ① 次に掲げる性質のすべてを有するもの
 - イ 償還されないこと
 - ロ 発行体の債務を構成するものではないこと
 - ハ 発行体に対する残余財産分配請求権または剰余金配当請求権を付与するものであること
- ② 金融機関のTier1資本の額またはコア資本に係る基礎項目の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ③ 発行体の債務を構成する金融商品であって、＜イロハニ＞に掲げる性質のいずれかを有するもの（※右参照）
- ④ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に蘇生された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

第76条第2項第3号＜イロハニ＞の具体的内容

- イ 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること
- ロ 発行体による一定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、または発行体が一定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること
- ハ 発行体による不特定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の①②に掲げる金融商品の額に連動するものであること、または発行体の裁量で当該支払方法を選択できること
- ニ 当該金融商品の保有者が①②に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること（ただし当該金融商品が債務と同等の性質を有するものとして取引されている場合、または債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く）

投機的な非上場株式…次のいずれかの非上場株式投資をいう（第76条第3項）

- ① 短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資
 - ② 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益または利益を取得することを想定する非上場株式投資
- ※ただし、当該非上場株式投資が長期的な顧客取引の一部である場合、または企業再生を目的とするものである場合は、この限りではない

⑩ カバードボンド

■図表2-2-32 カバードボンド向けエクスポージャーが無格付である場合

カバード・ボンド向けエクスポージャーが無格付である場合には、そのリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャーの発行体である自己資本比率規制金融機関のリスク・ウェイトの区分に応じ、次のとおりとする（発行体のリスク・ウェイトはデュー・ディリジェンスの分析結果を踏まえた値とする）

発行体のRW	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%
RW	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%

(3) マーケット・リスク

① マーケット・リスク相当額不算入の特例の変更

バーゼルⅢ最終化告示上、マーケット・リスク相当額不算入の特例については、「バンキング勘定における外国為替リスクのネット・ポジション」等が 1000 億円未満の場合、という条件も追加されました。

特定取引勘定設置行の場合（第4条第1項等）＜※1＞

次の場合にはマーケット・リスク相当額を算入しないことが可能

イ	直近の期末＜※2＞から算出基準日＜※3＞までの間における 特定取引勘定の資産＜※4＞ 及び負債の合計額のうち最も大きい額が 1000 億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の 10%に相当する額未満であること
ロ	直近の期末＜※2＞から算出基準日＜※3＞までの間における 第 296 条の2＜※5＞ に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額（(3)において「最大額」）が 1000 億円未満であり、かつ、次の合計額の 10%に相当する額未満であること (1) 直近期末の信用リスク・アセットの額 (2) 直近期末のオペレーショナル・リスク÷8% (3) 「最大額」
ハ	算出基準日が期末である場合、当該算出基準日における特定取引勘定の資産および負債の合計額が 1000 億未満であり、かつ、当該算出日における総資産の 10%に相当する額未満であること
ニ	算出基準日が期末である場合、当該算出基準日における 第 296 条の2＜※4＞ に定める外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が 1000 億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の 10%に相当する額未満であること (1) 信用リスク・アセットの額 (2) オペレーショナル・リスクの額÷8% (3) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額
ホ	直近の算出基準日において自己資本比率等の分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと

＜※1＞特定取引勘定設置行ではない場合（第4条第2項等）

「特定取引勘定」を「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額」などと読み替える

＜※2＞直近の期末

中間期末を含む

＜※3＞算出基準日

自己資本比率の算出を行う日

＜※4＞特定取引勘定の資産

CVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く

＜※5＞第 296 条の2

簡易的方式に基づく外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出に関する規定。ネット直物ポジションの額、ネット先物ポジションの額などを合算して求める

② マーケット・リスク相当額の算出対象

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、次に掲げるものとされています（告示案第 271 条）。

■図表2-3-1 マーケット・リスク相当額の算出対象

マーケット・リスク相当額の算出（第 271 条）

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは次の①～③とする（同第 1 項）

①トレーディング勘定の商品に係る次のリスク

- デフォルト・リスク
- 金利リスク
- 為替リスク
- コモディティ・リスク

②バンキング勘定の商品に係る次のリスク

- 為替リスク
- コモディティ・リスク

③上記①、②に掲げるリスクに類似するリスク

構造為替ポジションの除外（同第2項）

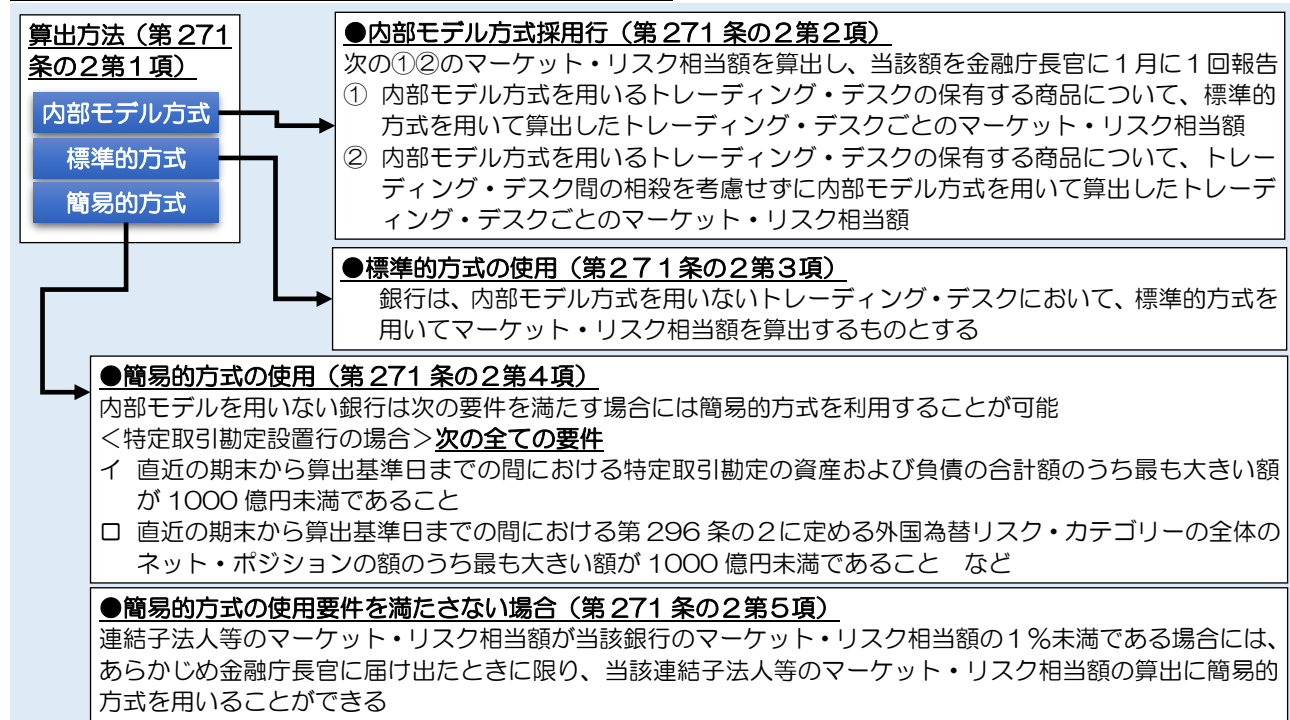
銀行は、保有している構造為替ポジションが①～⑦の要件の全てを満たし、かつ、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該構造為替ポジションをマーケット・リスク相当額に算入しないことができる

- ① 為替レートの変動によって生じる自己資本比率低下を完全または部分的にヘッジする目的で保有していること
- ② 取引を行う前提で保有するものではないこと
- ③ 為替レートの変動によって生じる自己資本比率の低下を相殺する範囲内で行うものであること
- ④ 6月以上の期間にわたってマーケット・リスク相当額から除外する前提で行われるものであること
- ⑤ 当該構造為替ポジションの構築および変更に係る方針を整備していること
- ⑥ 当該構造為替ポジションのマーケット・リスク相当額からの除外は一貫した手法で行うものであること
- ⑦ 当該構造為替ポジションの概要及び金額を記した文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるよう準備していること

③ マーケット・リスク相当額の算出方法

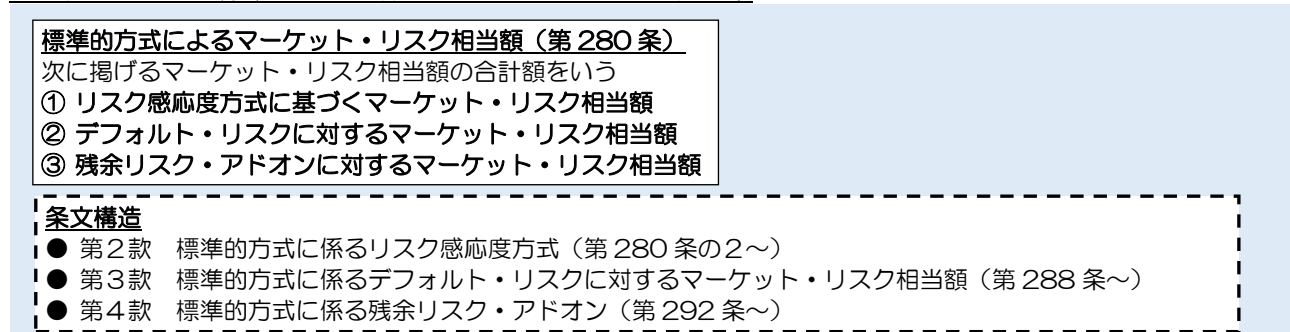
マーケット・リスク相当額は一定の場合に簡易的方式を使用して算出することができます。

■図表2-3-2 マーケット・リスク相当額の算出方法



④ 標準的方式の概要

■図表2-3-3 標準的方式に係るマーケット・リスク相当額



■図表2-3-4 標準的方式に係るリスク感応度方式

<p>リスク感応度方式における用語「リスク・クラス」(第280条の2第1号) リスク・クラスとは、次の7つの各リスク・クラスをいう</p>	
イ 一般金利リスク	<p><※1~3>口ハニの違い</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 非証券化商品に係るものに限る ハ 証券化商品のうち非コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ(非CTP)に係るものに限る ニ 証券化商品のうちコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ(CTP)に係るものに限る
ロ 信用スプレッド・リスク<※1>	
ハ 信用スプレッド・リスク<※2>	
ニ 信用スプレッド・リスク<※3>	
ホ 株式リスク	
ヘ コモディティ・リスク	
ト 外国為替リスク	
<p>リスク感応度方式における用語「コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ」(第280条の2第2号) コリレーション・トレーディング・ポートフォリオとは、次に掲げる商品をいう</p>	
イ (1)~(3)のすべてを満たす証券化商品のポジション	<p><※4>コリレーション・トレーディング</p> <p>証券化商品のトランシェの受取額に対して比例した持分を提供しない証券化商品のエクスポージャーに係る派生商品取引を除く</p>
(1)コリレーション・トレーディング<※4>であること	
(2)第67条から第70条の2までに規定するエクスポージャーに係る原資産を参照していないこと	
(3)証券化目的導管体に対する債権を参照していないこと	
ロ イに掲げるポジションをヘッジする証券化商品に該当しないもの	

■図表2-3-5 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額

<p>リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とは、次の合計額をいう(第281条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デルタ・リスク ● ベガ・リスク ● カーベチャー・リスク 	<p>各リスクの対象となる商品(第282条)</p>	
	①デルタ・リスク	標準的方式を用いるすべてのトレーディング・デスクが保有する商品(証券化商品(非CPT)を除く)
	②ベガ・リスク	イ オプション性を有する商品 ロ 繰り上げ返済のオプションが組み込まれている商品
③カーベチャー・リスク	<p>第2号イ、ロの商品(ベガ・リスクの対象となる商品) ただし、次のイ、ロの全ての要件を満たす場合に限り、同号イ、ロ以外の商品のうち標準的方式を用いる全トレーディング・デスクの商品をカーベチャー・リスク対象にできる</p> <p>イ ①の商品(デルタ・リスクの対象となる商品)のうちオプション性を有さないもの ロ カーベチャー・リスクの対象商品は継続適用すること</p>	

■図表2-3-6 デフォルト・リスクと残余リスク・アドオン

<p>デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出(第288条第1項) デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、リスク感応度方式では捕捉できないJTDリスク<※1>を捕捉するもの。①~⑦に従い算出する</p>	
①次に掲げる商品の区分に分類して算出する	<p><※1>JTDとは デフォルトが突然生じる場合のリスクをいう(第1条第112号)</p>
イ 非証券化商品(ハに分類される商品を除く)	
ロ 証券化商品(非CTP) ハ 証券化商品(CTP)	
②<略>	<p><※2>複雑な原資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デルタ・リスク、ベガ・リスク、カーベチャー・リスクについてリスク感応度方式で補足できないリスクが含まれる商品 ● デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出において捕捉できないリスクが含まれる商品
<p>残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額(第292条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残余リスク・アドオンとは、リスク感応度方式によるマーケット・リスク相当額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額では捕捉できないリスク(同第1項) ● 残余リスク・アドオンの算出は、次に掲げる商品を対象とする <ul style="list-style-type: none"> ① 複雑な原資産を有する商品<※2> ② 前号に掲げる商品以外のものであって残余リスクを有する商品 	

⑤ トレーディング勘定の設置

バーゼルⅢ最終告示案では、一定要件を満たす場合にはトレーディング勘定の設置が要求されます。

■図表2-3-7 トレーディング・デスクの設置とその要件

<p>トレーディング・デスクの設置（第 271 条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部モデル方式採用行または標準的方式採用行は、トレーディング・デスクを設置するものとする（同第 1 項） ● 各トレーディング・デスクは第 271 条の3第3項に定める要件<※>を満たすものとする（同第 2 項） ● ただし、バンキング勘定において保有する外国為替またはコモディティのポジションに係るリスクを扱うデスクである場合はこの限りではない 	<p><※>第 271 条の3第3項に定める要件（第 271 条の3第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部モデル方式：第 271 条の3第3項に列挙する全ての要件 ② 標準的方式：第 271 条の3第3項に列挙する要件のうち第 10 号口を除く要件
<p>トレーディング・デスクの要件（第 271 条の3第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各トレーディング・アカウントは、1つのトレーディング・デスクに対してのみに割り当てるものとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となっていること<※以下略> 	

⑥ トレーディング勘定

■図表2-3-8 トレーディング勘定

トレーディング勘定に分類されるもの	トレーディング勘定への分類基準等（第 11 条の3、第 22 条の3など）
<p><第 1 項>トレーディング目的で保有する商品 トレーディング目的（次の①～④の目的で保有する商品）はトレーディング勘定に分類する</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 短期間の再売却目的 ② 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的 ③ 市場間の裁定取引による利益の獲得目的 ④ ①～③の目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的 	<p><※1>第2項でトレーディング勘定から除かれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非上場株式 ② 証券化のための裏付け資産にする予定の商品 ③ 直接に保有する不動産 ④ 個人向けエクスポージャー、中堅中小企業向けエクスポージャー ⑤ ファンドへの出資（第3項②に掲げるものを除く） ⑥ 上記①～⑤の商品を原資産とする派生商品取引またはファンド ⑦ ①～⑥の商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
<p><第 2 項>特定取引等商品 特定取引等商品（特定取引資産または特定取引負債）はトレーディング勘定に分類する<※1></p>	<p><※2>第3項②のファンドの条件 次のイ、ロのいずれかに該当するものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該ファンドの構成銘柄につきルックスルー可能であり、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること ロ 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準およびマーケットリスク相当額に関する情報を取得していること
<p>特定取引等商品以外の商品 <第 3 項の商品></p> <ul style="list-style-type: none"> ① マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品 ② ファンドへの出資<※2> ③ 上場株式 ④ トレーディング業務に係るレポ形式の取引 ⑤ オプション 	<p><※3>第4項②の条件 次のイ、ロのいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション
<p><第 4 項の商品></p> <ul style="list-style-type: none"> ① コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品 ② 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、ショート・ポジションのもの<※3> ③ 引受け業務から生じる商品 	<p><第 5 項>※特定取引勘定設置行ではない場合 第 2 項、第 3 項の規定は特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合に準用する（必要な技術的読み替え等は第 5 項参照）</p>
<p><第 6 項の商品> 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる</p>	
<p>会計処理<第 7 項> 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。</p>	

⑦ バンキング勘定

マーケット・リスク相当額を算出する場合でも、一定の場合には、トレーディング勘定ではなく、バンキング勘定に分類することができる場合があります。

■図表2-3-9 バンキング勘定に分類するケース

トレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする	
<p>＜第2項＞バンキング勘定に分類できる場合 前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品＜※1＞のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる</p>	<p>＜※1＞「前条第3項」の商品 ① マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品 ② (一定条件を満たす) ファンドへの出資 ③ 上場株式 ④ トレーディング業務に係るレボ形式の取引 ⑤ オプション</p>
<p>＜第3項＞バンキング勘定に分類する場合 次のいずれかに該当する銀行は、すべての商品をバンキング勘定に分類するものとする ① マーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 ② 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第4条第1号イ及びハに掲げる条件＜※2＞を満たす場合 ③ 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第4条第2号イ及びハに掲げる条件＜※2＞を満たす場合 ④ 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合</p>	<p>＜※2＞「第4条第1号」の規定（イ、ハのみ抽出） 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。 イ 直近の期末＜略＞から自己資本比率の算出を行う日＜略＞までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第270条の3の3、第270条の3の4又は第270条の4の7に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、1000億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の10%に相当する額未満であること。 ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、1000億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の10%に相当する額未満であること。</p>

⑧ 簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額

簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、基本的に4つのカテゴリーについて、カテゴリーごとに算出したマーケット・リスク相当額を合計して求めることとされています。

■図表2-3-10 簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額

<p>簡易的方式に基づくマーケット・リスク相当額（第293条第1項） 簡易的方式においては、次に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む）に対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする</p>	<p>簡易的方式によるマーケット・リスク相当額はリスク・カテゴリーごとに算出したマーケット・リスク相当額を次の算式を用いて合算して得た額とする（第293条第2項）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> $CR_{IRR} \times SF_{IRR} + CR_{EQ} \times SF_{EQ} + CR_{FX} \times SF_{FX} + CR_{COMM} \times SF_{COMM}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ● CR_{xx}はXXリスク・カテゴリーおよび当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額 ● SF_{xx}はあらかじめ決められた値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>符号</th> <th>カテゴリー</th> <th>SFの値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IRR</td> <td>金利リスク・カテゴリー</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>EQ</td> <td>株式リスク・カテゴリー</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>FX</td> <td>外国為替リスク・カテゴリー</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>COMM</td> <td>コモディティ・リスク・カテゴリー</td> <td>1.90</td> </tr> </tbody> </table>	符号	カテゴリー	SFの値	IRR	金利リスク・カテゴリー	1.30	EQ	株式リスク・カテゴリー	3.50	FX	外国為替リスク・カテゴリー	1.20	COMM	コモディティ・リスク・カテゴリー	1.90
符号	カテゴリー	SFの値														
IRR	金利リスク・カテゴリー	1.30														
EQ	株式リスク・カテゴリー	3.50														
FX	外国為替リスク・カテゴリー	1.20														
COMM	コモディティ・リスク・カテゴリー	1.90														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30px;">①</td> <td>金利リスク・カテゴリー</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>株式リスク・カテゴリー</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>外国為替リスク・カテゴリー</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>コモディティ・リスク・カテゴリー</td> </tr> </table>	①	金利リスク・カテゴリー	②	株式リスク・カテゴリー	③	外国為替リスク・カテゴリー	④	コモディティ・リスク・カテゴリー								
①	金利リスク・カテゴリー															
②	株式リスク・カテゴリー															
③	外国為替リスク・カテゴリー															
④	コモディティ・リスク・カテゴリー															

◎ 簡易的方式に基づく金利リスク・カテゴリー

簡易的方式に基づく金利リスク・カテゴリーのリスク相当額は、個別リスクの額と一般市場リスクの額の合計額です。

■図表2-3-11 金利リスク・カテゴリー

<p>金利リスク・カテゴリー（第294条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は次の合計額とする <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">債券等<※1>に係る個別リスクの額</td> <td style="padding: 2px;">一般市場リスクの額</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 異なる通貨間でのポジションを相殺してはならない ● 派生商品取引については第294条の2、第294条の3<※2>に定める要領に留意して、個別リスクの額・一般市場リスクの額を算出する 	債券等<※1>に係る個別リスクの額	一般市場リスクの額	<p><※1>「債券等」の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債券 ● 譲渡性預金 ● 転換権のない優先株その他の金融商品 ● これらの派生商品 ● これらのオフ・バランスのポジション <p><※2>第294条の2、第294条の3に定める要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第294条の2：クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺 ● 第294条の3：クレジット・デリバティブのポジションの相殺
債券等<※1>に係る個別リスクの額	一般市場リスクの額		

このうち債券等に係る個別リスクの額は、その「債券等」の性質に応じ、一定のリスク・ウェイトを乗じて求められます。

■図表2-3-12 金利リスク・カテゴリーのうち「債券等に係る個別リスクの額」

債券等の種類（第294条の4）		リスクウェイト	<※>債券等の種類
政府債	格付区分が 1-1	0%	<ul style="list-style-type: none"> ● 「政府債」とは：中央政府又は我が国の地方公共団体の発行する債券及びそれらの保証する債券 ● 「優良債」とは：共部門又は国際開発銀行の発行した債券等及び金融機関、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社又は保険持株会社の発行した債券等のうち 20%のリスク・ウェイトのもの 等
	格付区分が 1-2 または 1-3、残存期間が 6 月以内	0.25%	
	格付区分が 1-2 または 1-3、残存期間が 6 月超 24 月以内	1.00%	
	格付区分が 1-2 または 1-3、残存期間が 24 月超	1.60%	
	格付区分が 1-4、1-5 または無格付	8.00%	
優良債	格付区分が 1-6	12.00%	
	残存期間等が 6 月以内	0.25%	
	残存期間等が 6 月超 24 月以内	1.00%	
その他	残存期間等が 24 月超	1.60%	
	格付区分が 4-4 または無格付	8.00%	
	格付区分が 4-5 または 5-4	12.00%	

一方、一般市場リスクについては、マチュリティ法、デュレーション法のいずれかを選択し、通貨ごとに債券等の全体のネット・ポジションの額、パーティカル・ディスアローアンスの額、ホリゾンタル・ディスアローアンスの額を計算して合計したものとされています。

■図表2-3-13 金利リスク・カテゴリーのうち「一般市場リスク」

<p>一般市場リスクの額（第294条の5）</p> <p>マチュリティ法かデュレーション法のいずれかを用いて通貨ごとに算出したものの合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 債券等の全体のネット・ポジションの額 ② パーティカル・ディスアローアンスの額 ③ ホリゾンタル・ディスアローアンスの額 	<p>ただし、デュレーション法を用いる銀行は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用しなければならない</p>
---	---

■図表2-3-14 パーティカル・ディスアローアンス

パーティカル・ディスアローアンス (第294条の5第2号)

同一期間帯内において対等するポジション同士を相殺する場合において、次のイまたはロの表に掲げる各期間内で対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう

(イ) マチュリティ法の期間帯等				(ロ) デュレーション法の期間帯等	
期間帯 (残存期間等)		リスク・ウェイト (%)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)	期間帯 (残存期間等)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)
表面利率3%以上	表面利率3%未満				
1月以下	1月以下	0	1.00	1月以下	1.00
1月超3月以下	1月超3月以下	0.20	1.00	1月超3月以下	1.00
3月超6月以下	3月超6月以下	0.40	1.00	3月超6月以下	1.00
6月超12月以下	6月超12月以下	0.70	1.00	6月超12月以下	1.00
1年超2年以下	1.0年超1.9年以下	1.25	0.90	1.0年超1.9年以下	0.90
2年超3年以下	1.9年超2.8年以下	1.75	0.80	1.9年超2.8年以下	0.80
3年超4年以下	2.8年超3.6年以下	2.25	0.75	2.8年超3.6年以下	0.75
4年超5年以下	3.6年超4.3年以下	2.75	0.75	3.6年超4.3年以下	0.75
5年超7年以下	4.3年超5.7年以下	3.25	0.70	4.3年超5.7年以下	0.70
7年超10年以下	5.7年超7.3年以下	3.75	0.65	5.7年超7.3年以下	0.65
10年超15年以下	7.3年超9.3年以下	4.50	0.60	7.3年超9.3年以下	0.60
15年超20年以下	9.3年超10.6年以下	5.25	0.60	9.3年超10.6年以下	0.60
20年超	10.6年超12年以下	6.00	0.60	10.6年超12年以下	0.60
	12年超20年以下	8.00	0.60	12年超20年以下	0.60
	20年超	12.50	0.60	20年超	0.60

(注) ゼロクーポン債は表面利率3%未満の債券として扱う

■図表2-3-15 マチュリティ法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法

マチュリティ法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法 (第294条の6)

- ① 前条第2号イの表<※1>に掲げる13または15の期間帯から成るマチュリティ・ラダー<※2>を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジションまたはショート・ポジションを、マチュリティ・ラダーに投入する
- ② 各期間帯内のロング・ポジションまたはショート・ポジションに前条第2号イの表<※1>に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に10%を乗じて得た額をパーティカル・ディスアローアンスの額とする
- ③ ②で算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第3号の表<※3>に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とする
- ④ ③で算出されたゾーンごとのネット・ポジションを前条第3号<※3>の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とし、以上の相殺を通じて残った部分を債券等の全体のネット・ポジションの額とする
- ⑤ 取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて1のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨間または異なる期間帯間で相殺してはならない

<※1>前条第2号イの表
第294条の5第2号イに掲げる「マチュリティ法の期間帯等」の表のこと

<※2>マチュリティ・ラダー
マチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表

<※3>前条第3号の表
第294条の5第3号に掲げる「ホリゾンタル・ディスアローアンス」の表のこと

■図表2-3-16 デュレーション法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法

デュレーション法によるパーティカル・ディスアローアンスの計算方法（第294条の7）

- ① **第294条の5第2号口の表<※1>**に掲げる15の期間帯から成る**デュレーション・ラダー<※2>**を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する
- ② 前号で投入されたもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に五パーセントを乗じて得た額をパーティカル・ディスアローアンスの額とする
- ③ マチュリティ法の③～⑤に定める方法に準じて、ホリゾンタル・ディスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する

<※1>第294条の5第2号口の表

第294条の5第2号口に掲げる「デュレーション法の期間帯等」の表のこと

<※2>マチュリティ・ラダー

デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表

■図表2-3-17 ホリゾンタル・ディスアローアンスの計算方法

ホリゾンタル・ディスアローアンス（第294条の5第3号）

期間帯間において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう

次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間

ゾーン	期間帯（残存期間等）		同一ゾーン内	隣接ゾーン間	ゾーン1・3間
	表面利率3%以上	表面利率3%未満			
ゾーン①	1月以下	1月以下	40%		
	1月超3月以下	1月超3月以下			
	3月超6月以下	3月超6月以下			
	6月超12月以下	6月超12月以下			
ゾーン②	1年超2年以下	1.0年超1.9年以下	30%		
	2年超3年以下	1.9年超2.8年以下			
	3年超4年以下	2.8年超3.6年以下			
ゾーン③	4年超5年以下	3.6年超4.3年以下	30%	40%	100%
	5年超7年以下	4.3年超5.7年以下			
	7年超10年以下	5.7年超7.3年以下			
	10年超15年以下	7.3年超9.3年以下			
	15年超20年以下	9.3年超10.6年以下			
	20年超	10.6年超12年以下			
	12年超20年以下				
	20年超				

⑩ 簡易的方式に基づく外国為替リスク・カテゴリー

簡易的方式に基づく外国為替リスク・カテゴリーの計算は、通貨ごとに、ネット直物ポジション、ネット先物ポジションなどの額を計算することとされています。

■図表2-3-18 外為リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法（第296条の2）

外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の①～③による

① 通貨ごとに、次に掲げる項目を合計する<※1>
 イ ネット直物ポジションの額
 ロ ネット先物ポジションの額
 ハ 実行を求められることが確実な保証等であって求償しても回収見込みがないものの額
 ニ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額または支払額であって、すでに完全にヘッジが行われているものの額
 ホ その他為替損益の額

② 上記①で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する

③ 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する
 イ ②で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額またはショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額
 ロ 金のネット・ポジションの額

<※1>

ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする

<※2>ネット直物ポジションとは？

未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう

<※3>ネット先物ポジションとは？

先物為替取引（※通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む）の将来受取額と将来支払額の差額をいう

(4) おもな経過措置

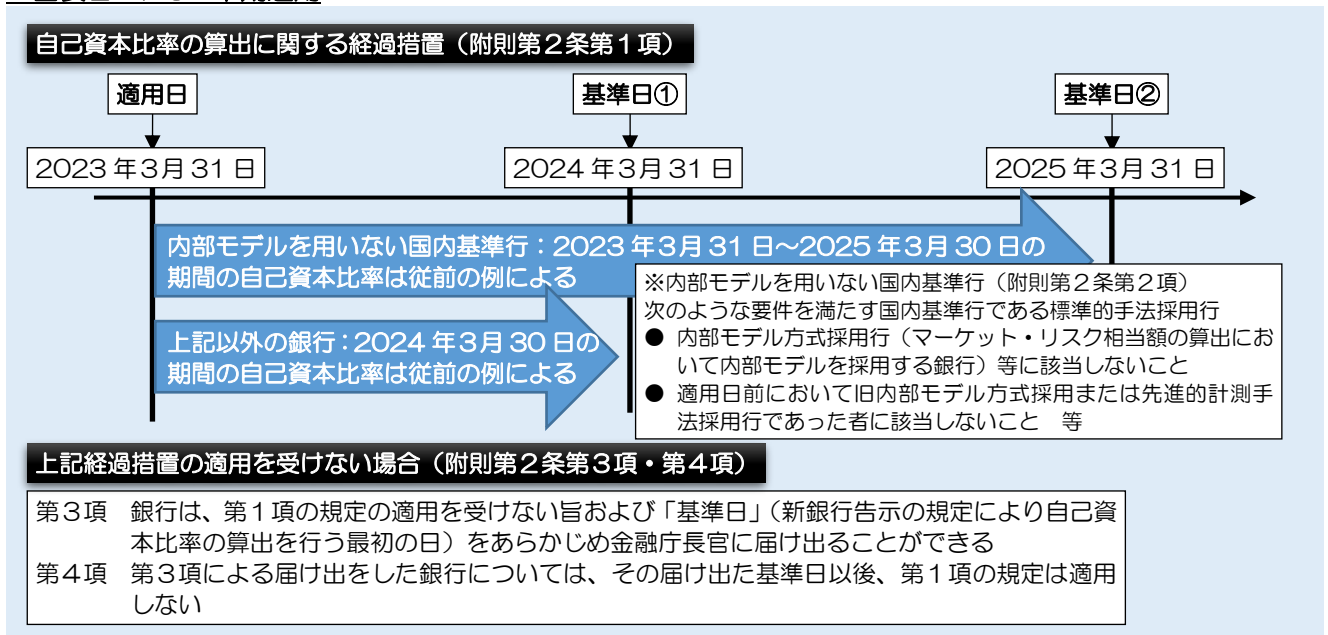
■図表2-4-1 告示の「適用日」と「基準日」

告示の適用日	…2023年3月31日（附則第1条）	自己資本比率の算出についての経過措置：一定期間は従前の例による（附則第2条第1項） ● 内部モデルを用いない国内基準行→適用日から起算して2年を経過する日まで ● それ以外の銀行→適用日から起算して1年を経過する日まで ※ ただし、経過措置の適用を受けない場合、「基準日」を金融庁長官に届け出ることができる（第2条第3項）
基準日	新告示に基づく自己資本比率の算出を行う最初の日（附則第2条第3項）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年3月31日から起算して1年を経過する日→2024年3月31日 ● 2023年3月31日から起算して2年を経過する日→2025年3月31日 		

■図表2-4-2 主要経過措置の一覧

項目	規定概要	備考
暗黙の政府支援を勘案していない格付の使用（附則第6条）	新告示第63条第3項の規定は、適用日から起算して6年を経過する日までの間は適用しない	● 適用日=2023年3月31日 ● 6年を経過する日=2029年3月30日
中堅中小企業等向けエクスポージャーに対する旧告示「中小企業等向けエクスポージャー」（附則第7条）	国内基準行である標準的手法採用行は旧告示第68条第3項に規定する「中小企業等向けエクスポージャー」を新告示第65条第4項にいう「中堅中小企業向けエクスポージャー」として75%（新告示第67条第1項）または45%（同第3項）のリスク・ウェイトを適用することができる	● 適用日から起算して7年を経過する日までの間 ● 適用日=2023年3月31日 ● 7年を経過する日=2030年3月30日
任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント等（附則第12条）	内部モデルを用いない国内基準行は、第78条第1項の表第1号に該当するコミットメントのうち、個人向けクレジットカードに係るものとの与信相当額の掛目（10%）を、基準日以後、2%ずつ引き上げる	● 第78条第1項第1号の記載 「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（NIF・RUFを除く）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」
CVAリスク（附則第17条）	第270条の5（CVAリスクの簡便法）の規定は、適用日前に旧銀行告示第270条の3または第270条の4の規定によりCVAリスク相当額を算出している銀行には適用しない	● 旧銀行告示第270条の3…標準的リスク測定方式 ● 旧銀行告示第270条の4…先進的リスク測定方式

■図表2-4-3 早期適用



■図表2-4-4 参考：基準日と経過措置の具体的な関係

	2024年 3月31日～ 2025年 3月30日	2025年 3月31日～ 2026年 3月30日	2026年 3月31日～ 2027年 3月30日	2027年 3月31日～ 2028年 3月30日	2028年 3月31日～ 2029年 3月30日	2029年 3月31日～ 2030年 3月30日	2030年 3月31日～
内部モデルを用いない国内基準行の場合							
劣後債権等のRW	100%	125%	150%				
投機的非上場株のRW	100%	160%	220%	280%	340%	400%	
上記以外の株式のRW	100%	130%	160%	190%	220%	250%	
一定のコミットメントの掛目	0%	2%	4%	6%	8%	10%	
上記以外の場合							
資本フロア	50%	55%	60%	65%	70%	72.5%	
劣後債権等	100%	125%	150%				
投機的非上場株	100%	160%	220%	280%	340%	400%	
上記以外の株式	100%	130%	160%	190%	220%	250%	

最新金融規制動向（自己資本比率編・抜粋版）

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-804
TEL 03-5341-4901
FAX 03-5341-4960
当社メールアドレス info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社 4年間、金融機関の証券取引法監査等に従事
2004年 公認会計士開業登録
2006年 みずほ証券株式会社入社 9年間、マーケット・セクションにて金融機関のソリューション営業に従事
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立（現在に至る）、株式会社 Stand by C 顧問に就任

【著書】

『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年
『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年
『ファンド投資戦略の会計と税務』中央経済社、2017年
『デリバティブ投資戦略の会計実務』中央経済社、2017年
『すらすら金融商品会計』中央経済社、2018年

（以上、単著）

『金融マンのためのこれ一冊でわかるデリバティブ・証券化商品入門』東洋経済新報社、2008年
『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』中央経済社、2012年
『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』中央経済社、2014年
（以上、共著）

【新聞・雑誌寄稿】

中央経済社『旬刊経理情報』、『企業会計』、金融ファクシミリ新聞『複眼』など